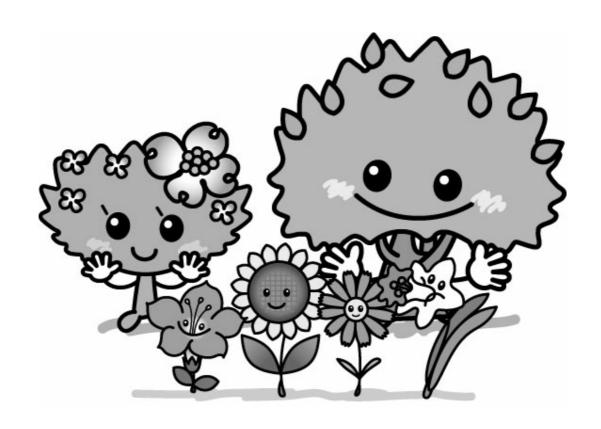
西東京市財政白書

平成 19 年度決算版



平成 20 年 10 月



企画部財政課

決算額は、原則として総務省が行う地方財政状況調査に基づ〈普通会計の決算 数値を使用しています。

西東京市の普通会計は、一般会計(一部介護サービス事業に係る経費を除く。)、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計及び保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計(地域開発事業に係る経費を除く。)が含まれています。なお、平成 19 年度数値については、変更になる可能性があります。

また、本文中の決算数値等の表示単位は原則として百万円単位を使用しています。 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

財政白書の平成 19 年度決算版を作成しました

市民の皆様に西東京市の財政状況をご理解いただくために、平成 19 年度の決算状況を踏まえた「財政白書」を作成しました。

市では合併後7年が経過し、平成19年度には総合計画や行財政改革の指針である「地域経営戦略プラン」の見直しを行いました。

市を取り巻く財政環境は、依然として厳しい状況にありますが、今後の市の行財政運営のあるべき姿と行財政改革の必要性や方向性について、市民の皆様が議論する際の素材として、「財政白書」を活用していただければと考えています。

なお、今回の作成にあたっては、平成19年度の決算状況を踏まえた時点修正のほか、平成19年度決算より適用された財政健全化法や、地方財政にまつわる話など、一層の内容充実に努めました。

また、市民の皆様が本書をお読みになる際の一助にと、今回はじめて巻末に用語集を掲載しましたので、ご活用ください。

	財	政状況のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		市の財政を家計に例えると、年収は約 587 万円・年間支出が約 575 万円
1	決 —	算 収 支···········3
		実質収支比率はおおむね適正な水準を確保、実質単年度収支は
		赤字へ
2	市	の 歳 入
		歳入に占める市税の割合はおよそ半分です
3	市	税·······9
		市税収入が300億円を突破、徴収率も7連続で向上
4	地	方
		合併算定替における上乗せ交付は終盤を迎えています
5	性	質 別 経 費···············17 ——————————————————————
	L	増加傾向にある義務的経費
6	目	的 別 経 費·······19
		大きな割合を示す民生費、前年度比 10% 増の衛生費
7	経	常 収 支 比 率
		下水道事業会計への繰出基準の変更と公債費の増で悪化
8	公	倩 費····································
		合併特例債の活用により、公債費は増加するものの、
		公債費比率は適正な水準で推移

9 市	債········25
	引き続き今後も増加傾向にあります
10 基	金27
	減少傾向にある財政調整基金残高
11 公	営企業会計·公営事業会計への繰出金······29
	市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金
12 他	市 (都内 26 市及び都内類似団体)との比較・・・・・・・・・・・32
	合併当初に比べ相対的な財政状況は悪化
13 行	 財政改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	自立した財政構造の構築に向けて
財i 「	政健全化法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	十別使生化率では古使生化率で入幅に下凹る
【参考資	資料】・・・・・・・・・・・・42
合併に	よる財政効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
平成 19	9 年度決算状況(決算カード)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
用語集	

財政状況のイメージ

市の財政を家計に例えると 年収は約587万円・年間支出が約575万円

財政破綻という言葉を耳にしたことはないでしょうか。北海道夕張市の財政破綻をきっかけに ニュース等で取り上げられることが多くなった言葉です。それに伴い、西東京市の財政状況が気 になった方もいるのではないでしょうか。

まずは、前提となる財政そのものについて、説明します。

市の財政とは、市の行政活動を金銭面でとらえたもので、市の経済活動のことをいいます。経 済活動であれば、通常、各家庭でも行われていることです。市の財政と家庭の家計では、仕組み が異なる部分もありますが、大体のイメージをつかんでいただくために、数値を実際の決算額の 1万分の1として、家計に置き換えてみます。

<西東京市の家計状況 平成19年度>

			年額	(月額:円)
収	入		587 万円	(489,167)
		自分で稼いだ金額	340 万円	(283,333)
		実家からの仕送り額	176 万円	(146,667)
		貯金を下ろした額	39 万円	(32,500)
		住宅ローン借入額	32 万円	(26,667)
支	出		575 万円	(479,167)
		生活費(税金・社会保険料・食費等)	376 万円	(313,333)
		子どもへの仕送り額	81 万円	(67,500)
		家の増改築費用	51 万円	(42,500)
		住宅ローン返済額	48 万円	(40,000)
		貯金額	19 万円	(15,833)

現在の貯金残高 88万円 (自分で稼ぐ収入の1/4)

現在のローン残高 502万円 (自分で稼ぐ収入の1.5倍)

各項目の置き換えの考え方は、次のとおりです。

自分で稼いだ金額:自主財源(基金繰入金を除いたもの)

実家からの仕送り額 :依存財源(市債を除いたもの)

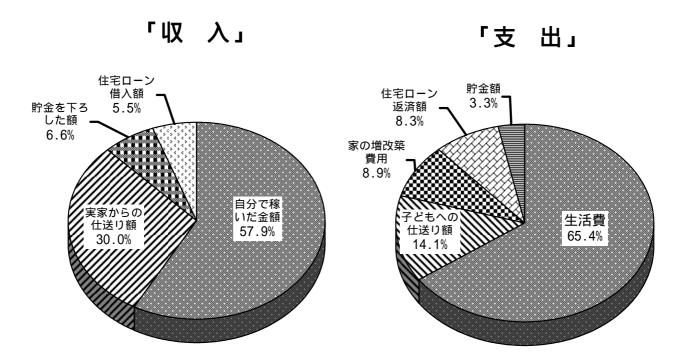
貯金を下ろした額:基金繰入金 住宅ローン借入額:市債

生活費 : 人件費、扶助費、物件費、補助費等、など 子どもへの仕送り額 : 繰出金

家の増改築費用:投資的経費 住宅ローン返済額:公債費

貯金額 :積立金

西東京市の家計状況 平成19年度



家計に置き換えた数値をみると、収入では、実家からの仕送り額が収入全体の3割を占めていることが分かります。この仕送りは、額の大小はありますが、西東京市に限らずどの市も例外なく受けており、財政における大きな特徴です。

次に、歳出をみてみます。

財政における繰出金は、家計でいえば、子どもへの仕送り金になります。自分の世帯(一般会計)から独立して暮らす子ども(特別会計)は、基本的には生計は別になります。しかし、子どもが一人で生活費等を賄えればいいのですが、そうでない場合は、親が援助してあげなければなりません。

財政でいう普通建設事業等の投資的経費は、家の新築・増改築になります。まとまった額の支出が必要になるので、貯金を下ろしたり、住宅ローン(市債)を組みます。ローンを組む場合は、多く借りると、先々の返済額が大きくなり、生活を圧迫させてしまうので、借入額と返済額のバランスを上手に取らなければなりません。一般的には、財政状況が厳しい時には普通建設事業は減少します。

また、貯金は、例えば子どもの就学費用に充てるために貯金をする、旅行に行くために貯金をする、ボーナスが多く入ったので貯金をするというように、そこには目的や理由があります。財政も同じで、目的ごとに基金を設けて、積み立てをしています。一方では貯金をしながら、一方では貯金を引き出しているのはそのためです。なお、生活費が足りなくて貯金を引き出すのと、目的を実現する時期が来たので貯金を引き出すのとでは、少し意味合いが違います。引き出した金額だけでなく、その内容にも着目しなければなりません。

本編では、西東京市の財政について、平成19年度における決算数値をもとに、過去との比較を交 えながら具体的に説明していきます。

1 決算収支

実質収支比率はおおむね適正な水準を確保、 実質単年度収支は赤字へ

実質収支は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額(形式収支)から翌年度に繰り越すべき 財源を除いたもので、純剰余額又は純損失額を表すことから、地方公共団体の財政運営状況を分析 する上で重要な指標です。

実質収支比率は、経常的な一般財源を基本とした場合の標準的な財政規模(標準財政規模)に対する実質収支額の割合で、一般的にはおおむね3%から5%程度が適当であるとされています。

単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたもので、実質単年度収支 は単年度収支に財政調整基金積立額及び市債の繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を差し引い たものです。これらの収支の黒字・赤字は、翌年度の財政運営に大きな影響を与えます。

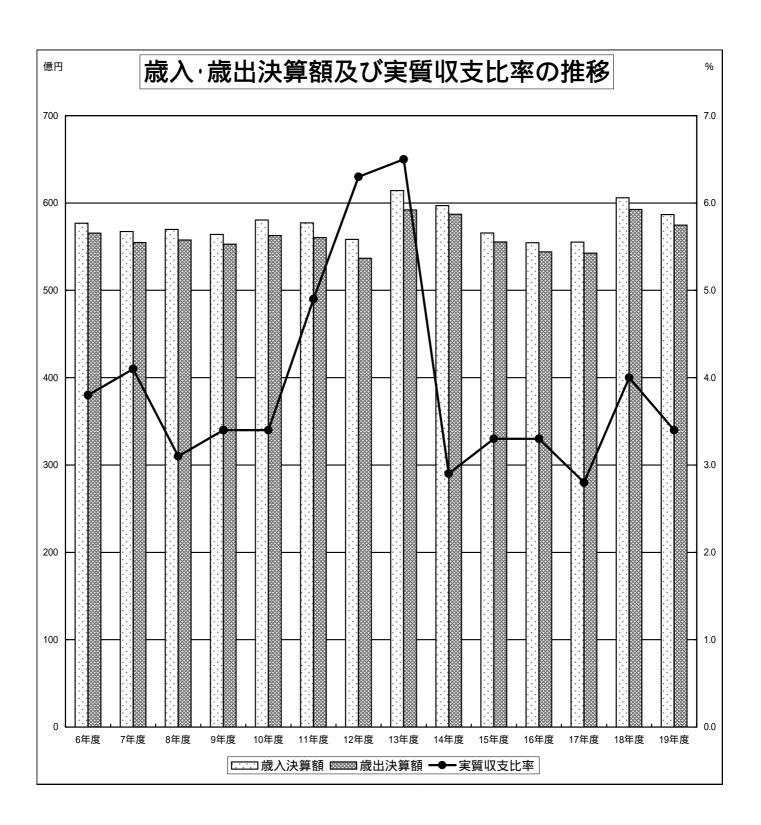
(単位:百万円、%)

		合	併 前	(旧2市	合算)					合 併	‡ 後			
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
歳 入 決 算 額	57,680	56,738	56,968	56,409	58,051	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674
歳出決算額	56,545	55,470	55,761	55,292	56,274	56,038	53,668	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474
形 式 収 支	1,134	1,268	1,206	1,117	1,777	1,682	2,171	2,204	977	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200
翌 年 度 へ 繰り越 す べき 財 源	1	6	217	1	622	1	1	1	17	15	19	360	0	5
実 質 収 支	1,133	1,262	990	1,116	1,155	1,682	2,171	2,203	960	1,022	1,024	904	1,325	1,196
単年度収支	68	129	272	127	38	527	489	32	1,243	62	2	120	421	129
積 立 金	1,182	638	669	1,120	589	530	856	1,752	2,050	873	673	760	957	666
繰上償還額	0	0	0	131	73	75	70	0	0	0	0	0	0	35
積立金取崩額	698	1,330	1,139	763	1,806	875	1,244	1,158	1,150	690	1,500	958	800	1,100
実質単年度収 支	415	564	742	614	1,106	257	171	626	343	245	825	317	577	528
実質収支比率	3.8	4.1	3.1	3.4	3.4	4.9	6.3	6.5	2.9	3.3	3.3	2.8	4.0	3.4

平成19年度の歳入は、個人市民税等の地方税の増がある一方、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税の減、普通建設事業の減に伴う地方債の減、財産収入等の臨時的な収入の減などにより、歳入決算額は、前年度に比べて19億2千1百万円・3.2%の減となりました。 また、歳出決算額は、普通建設事業費や基金への積立金の減などにより、前年度に比べて17億9千6百万円・3.0%の減となりました。

また、単年度収支が赤字になったことに加え、財政調整基金が前年度に比べて積立額が2億9千1百万円減、取崩額が3億円増になったことで、平成19年度の実質単年度収支は赤字となりました。

実質収支比率については、合併当初は新市決算における収支構造の把握や分析が困難であったため、比率が上昇しました。しかし、平成14年度以降については、おおむね適正な水準で推移しています。

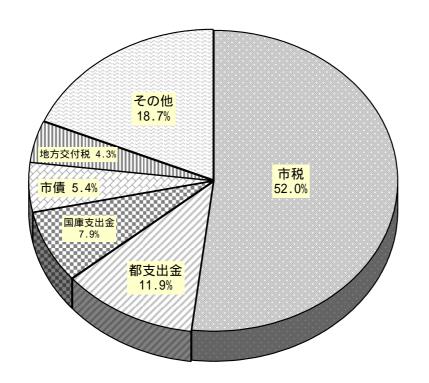


2 市の歳入

歳入に占める市税の割合はおよそ半分です

市が行政サービスを行うための財源となる歳入には、さまざまなものがあります。なかでも、市税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債の占める割合は高く、市にとって主要な財源であることが分かります。

平成19年度決算における歳入の内訳



			(単位:百万円)
		/	19年度
市		税	30,489
地	方 交 付	税	2,496
玉	庫支出	金	4,607
都	支 出	金	6,971
市		債	3,152
そ	Ø	他	10,959
合		計	58,674

その他の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金・負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、となります。

市税は、歳入に占める割合が特に高く、市の歳入にとって最も重要な収入です。平成19年度における歳入の内訳を見ても、市税収入だけで、歳入の約半分を占めています。

また、財源については、市が自主的に収入できるかどうか、あるいは財源の使いみちが特定されているかどうか、という視点で種類を分けることができます。それが、自主財源と依存財源、一般財源と特定財源、といわれるものです。

<自主財源と依存財源>

市税、使用料、手数料のように、市が自らの権限で収入することができるものを、自主財源といいます。一方、地方交付税、国庫支出金、都支出金のように、国や東京都の基準で交付されるものや、市債のように、市自らの収入ではないものを、依存財源といいます。

歳入に占める自主財源の割合(自主財源比率)が高いほど、財政運営の自主性と安定性を確保することができます。

自主財源市税、分担金・負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入。

依存財源 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債など。

自主財源比率の推移 (単位:%)

			É	合併前(IE	12市合算	.)					合 仿	并後			
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
E	自主財源比率	66.2	62.5	62.5	68.7	62.2	59.9	63.2	55.7	56.3	55.2	57.3	59.0	58.3	64.6

<一般財源と特定財源>

収入のうち、使いみちに制限がなく、どのような目的にも使えるものを、一般財源といいます。 一方、使いみちが限定されており、特定の目的のために使うものを、特定財源といいます。

歳入に占める一般財源の割合が高いほど、行政需要に柔軟に対応することができるため、一般財 源比率は高いことが望ましいとされています。

一般財源 市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税など。

特定財源 国庫支出金、都支出金、使用料及び手数料、市債など。

一般財源比率の推移 (単位:%)

リスペリルハレー	- マンコエリジ	<u> </u>											(-	<u> </u>	
		É	合併前(IE	2市合算	.)					合 仿	并後				ı
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	ı
一般財源比率	64.9	66.3	68.1	73.2	69.6	69.3	75.5	70.3	70.6	73.2	73.1	73.0	71.0	72.1	Ì

市の財政運営の自立性と柔軟性を確保するには、自主財源、一般財源、それぞれの比率が高いことが必要ですが、市税収入は、そのどちらにも関係しており、財源に占める割合も大きいです。このことからも、市税は、市の歳入にとって最も重要な収入であるといえます。



	一般財源	特定財源
自主財源	市税	使用料
日工別 <i>版</i>	ነ ሀ የ π	手数料 など
依存財源	地方交付税 など	国庫支出金
1以1十只月	地力文刊税 なこ	都支出金 市債 など

<自主・依存財源及び自主財源比率の推移>

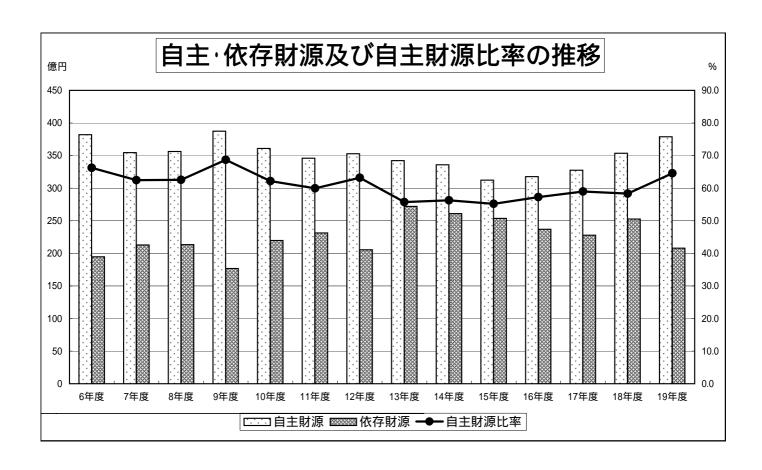
(単位:百万円、%)

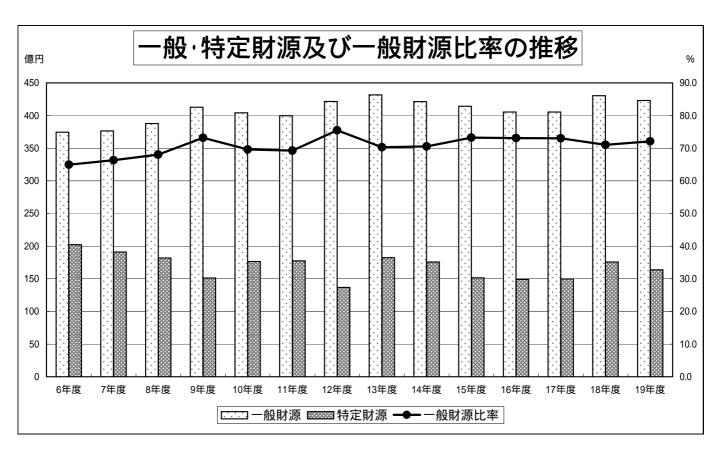
	$\overline{}$				É	合併前(旧	2市合算	.)					合 仿	† 後		<u> тш. ц,</u>	
		<u> </u>		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	市		税	27,266	28,247	28,691	29,871	29,275	28,300	28,083	28,109	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489
自	負	旦金 <i>i</i> 担	金	439	494	512	544	596	655	252	267	272	233	223	238	252	260
	使月手	月料) 数	及び 料	453	452	481	509	574	650	638	580	585	606	655	700	718	1,033
主	財	産収	八八	801	615	402	779	339	132	426	52	62	419	99	392	1,672	408
	寄	附	金	243	293	368	178	12	59	24	2	1	56	1	1	1	1
財	繰	λ	金	6,709	3,138	2,840	4,648	3,219	2,375	3,213	2,693	2,868	2,159	2,581	2,731	2,803	4,081
	繰	越	金	1,221	1,134	1,268	1,206	1,117	1,477	1,682	2,171	2,204	977	1,036	1,043	1,264	1,325
源	諸	ЦΣ	入	1,075	1,075	1,065	1,005	959	945	970	346	348	343	324	284	345	291
	合		計	38,208	35,448	35,629	38,741	36,091	34,593	35,289	34,221	33,590	31,222	31,759	32,744	35,344	37,888
	地方	方譲り	⋾税	943	961	998	529	272	279	286	298	300	317	639	961	1,392	345
依	地方	う交付	寸税	943	1,277	1,991	2,818	3,226	4,679	4,790	4,692	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496
存	国国	重支と	出金	2,869	2,895	3,245	3,632	4,761	6,603	3,663	5,622	5,497	5,516	5,449	5,100	4,781	4,607
		支出	金	7,585	9,589	8,641	5,898	6,254	5,662	6,029	5,557	5,554	5,457	5,599	5,794	6,243	6,971
財	市		債	5,562	4,953	5,338	3,403	4,929	2,249	1,486	6,543	6,781	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152
源	そ	の	他	1,570	1,615	1,126	1,388	2,519	3,655	4,297	4,483	3,584	3,717	3,964	3,950	4,290	3,216
	合		計	19,472	21,290	21,339	17,668	21,960	23,127	20,551	27,195	26,105	25,352	23,698	22,782	25,251	20,787
歳	λ	決第	額	57,680	56,738	56,968	56,409	58,051	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674
自	主則	才源比	上率	66.2	62.5	62.5	68.7	62.2	59.9	63.2	55.7	56.3	55.2	57.3	59.0	58.3	64.6

<一般・特定財源及び一般財源比率の推移>

(単位:百万円、%)

					É	合併前(旧	12市合算	.)					合 仿	并後			
		<u> </u>		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
_	般	財	源	37,460	37,637	38,772	41,278	40,407	39,987	42,160	43,168	42,121	41,428	40,544	40,549	43,032	42,297
特	定	財	源	20,220	19,101	18,196	15,131	17,644	17,733	13,679	18,247	17,574	15,146	14,912	14,977	17,563	16,377
歳	入剂	夬 算	算額	57,680	56,738	56,968	56,409	58,051	57,720	55,839	61,415	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674
	般財	源	北率	64.9	66.3	68.1	73.2	69.6	69.3	75.5	70.3	70.6	73.2	73.1	73.0	71.0	72.1





3 市税

市税収入が300億円を突破、徴収率も7年連続で向上

市税は、地方公共団体の行政運営に要する一般的な経費を賄うために、法律や市条例の定めるところにより、地域内の住民、企業等から納めていただく税金です。地方公共団体の政策に係る経費は、その地方公共団体の財源で賄うことが原則であり、市税はその中心となるものです。

(単位:百万円、%)

			合	併 前	(旧2市	合算)					合 仿	并後			
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	個人市民税	13,472	13,930	13,519	14,485	13,544	12,788	12,437	12,436	12,087	11,549	11,561	12,053	13,046	14,787
決	法人市民税	1,690	1,640	1,816	2,103	2,045	1,419	1,722	1,812	1,172	1,338	1,582	1,456	1,719	2,046
	固定資産税	9,225	9,657	10,230	10,076	10,404	10,707	10,546	10,621	10,781	10,394	10,516	10,670	10,316	10,430
算	軽自動車税	52	52	53	52	53	53	54	58	60	62	64	67	70	73
71	市たばこ税	712	725	729	877	896	960	942	914	892	918	928	897	912	899
	特 別 土 地 保 有 税	17	17	27	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
額	都市計画税	2,098	2,227	2,317	2,271	2,333	2,373	2,382	2,266	2,258	2,169	2,189	2,211	2,224	2,254
	合 計	27,266	28,247	28,691	29,871	29,275	28,300	28,083	28,109	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489
徴	収 率	92.1	92.0	92.0	91.5	90.8	90.0	89.9	90.6	90.8	91.4	93.4	94.1	94.8	95.1

数値は現年課税分と滞納繰越分の合算額です。

滞納繰越分とは、課税年度の属する歳入年度内に納付されなかった市税のことです。

平成19年度の市税収入は、徴収努力による徴収率の向上、納税義務者の増や税源移譲等の税制改正の影響などから、前年度に比べて22億1百万円・7.8%の増となりました。

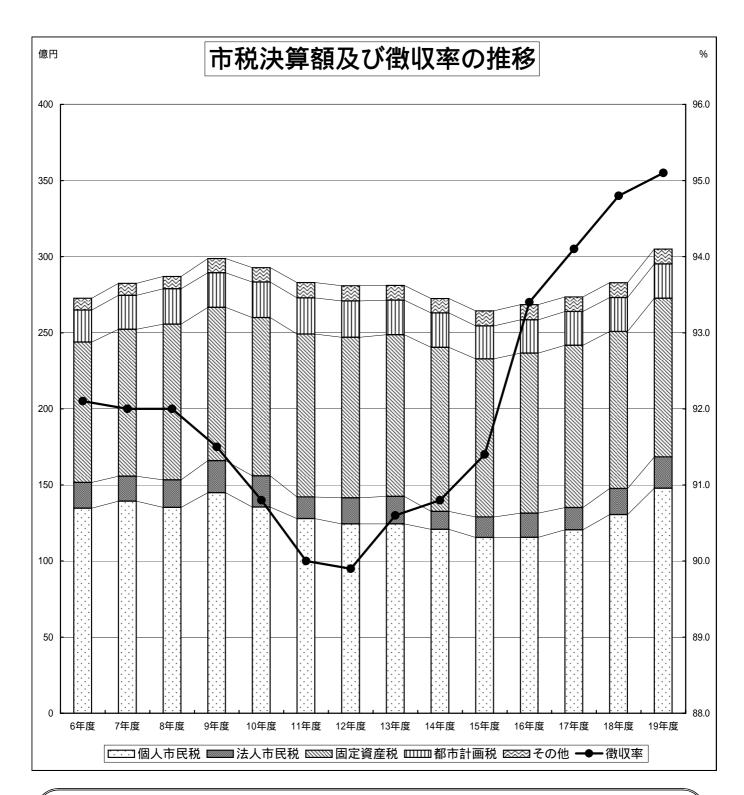
個人市民税をみると、17億4千1百万円・13.3%の増となっており、市税収入増加の大きな要因となっています。個人市民税は、平成16年度から4年連続の増加となりますが、その間の個人の年間所得は停滞傾向にあり、増加要因は納税義務者の増と税源移譲や定率減税廃止等の税制改正などにあるといえます。

法人市民税をみると、3億2千7百万円・19.0%の増となっています。 これは、大手法人の再編等による実績の増によるものです。

しかし、西東京市では、近年、大手法人による大規模工場の移転、撤退が続いており、法人市民 税の増収について大きな期待はできない状況にあります。

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産といった固定資産を所有している人に対して課税される税です。そのため、景気や労働人口に左右されることのない比較的安定した財源とされています。平成19年度は、大規模工場の移転等により償却資産が減となる一方、マンション・戸建住宅等の新増築の増により家屋が増となったことで、全体では1億1千4百万円・1.1%の増となりました。

また、都市計画税は、都市計画法による市街化区域内に土地、家屋を所有されている人に課税される税であり、固定資産税と同様の理由から、前年度に比べて増となりました。



~ ちょっとブレイク ~

- 西東京市では、市税の現状について市民の皆様に知っていただきたいという思いから、「市税白書」を作成 しています。

市税は、財政とは切り離せない重要なものです。この財政白書でも、市税についての項目を設けていますが、市税白書では、各税目ごとの課税額、納税義務者数の推移や、インターネット公売といった徴収率向上に向けた取り組みの紹介など、より詳細なデータを掲載しています。市のホームページ上でダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。

<個人市民税所得額の課税額の推移>

個人市民税は、所得割と均等割からなります。所得割は、その人の所得金額に応じて課税されるもので、均等割は、所得金額にかかわらず定額で課税されるものです。

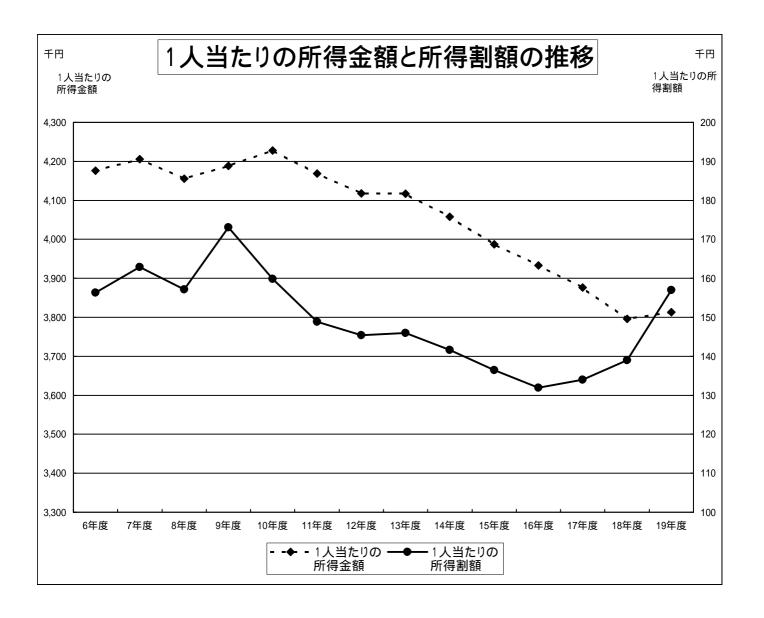
(単位:人、千円)

		É	併前(旧	2市合算	[)		合 併 後								
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
納税義務者数	76,712	76,505	77,767	78,110	78,543	78,173	77,705	76,925	77,861	77,235	78,252	81,231	87,134	89,105	
1人当たりの 所 得 金 額		4,206	4,156	4,188	4,228	4,169	4,118	4,117	4,058	3,987	3,933	3,876	3,796	3,813	
1 人 当 た り の 所 得 割 額		163	157	173	160	149	145	146	142	136	132	134	139	157	

各年度7月1日現在の数値です。

1人当たりの所得割額は、譲渡所得等を除きます。

出典:市町村税課税状況等の調



<法人市民税法人税割額の課税額の推移>

法人市民税は、法人税割と均等割からなります。法人税割は、法人の資本金等の額に応じて3段階の税率に区分され、課税標準額にその税率を乗じて法人税割額を算出します。

(単位:百万円)

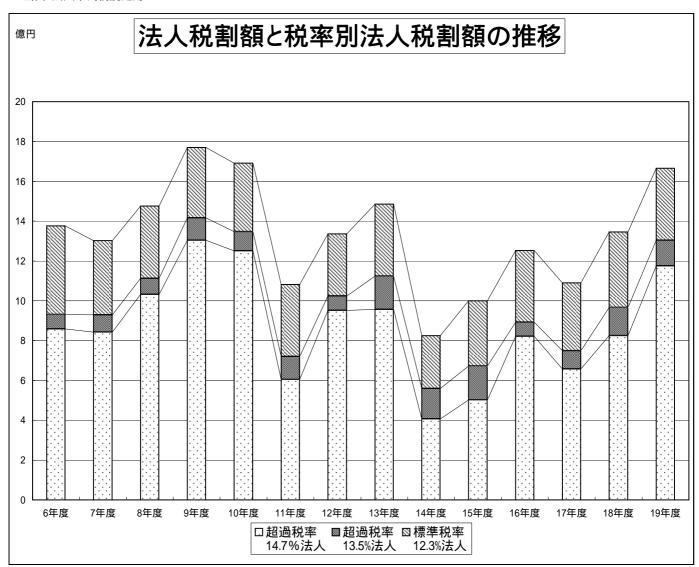
														(1 1	-,, -,
	/		É	計(旧	2市合算	I)					合 倍	并後			
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
法	大税割額	1,377	1,303	1,476	1,771	1,692	1,082	1,335	1,485	824	1,000	1,253	1,090	1,345	1,666
	超 過 税 率 14.7 % 法人	859	842	1,033	1,305	1,251	605	953	956	407	501	822	657	824	1,175
	超過税率13.5%法人	72	88	80	112	97	115	72	168	152	172	70	93	143	129
	標準税率12.3%法人	446	373	363	354	344	362	311	362	265	327	361	340	378	363

超過税率14.7%法人:資本等の金額が10億円を超える法人

超過税率13.5%法人:資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人

標準税率12.3%法人:資本等の金額が1億円以下の法人

出典:法人市民税調定簿



4 地方交付税

合併算定替における上乗せ交付は終盤を迎えています

地方交付税は、地方自治体間の財源の不均衡を調整する「財政調整機能」と、日本全国すべての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する「財源保障機能」を目的としています。地方交付税は以下のとおり「普通交付税」と「特別交付税」に分けられます。 【普通交付税】・・・財源不足団体に交付。交付税総額の 94%を財源。

普通交付税は、一定の基準によって団体ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」を算出し、基準財政需要額が基準財政収入額を上回った団体に対してその差額が「財源不足額」であるとして交付されます(交付された団体を「交付団体」と呼びます)。反対に、基準財政需要額より基準財政収入額が多い団体は普通交付税が交付されません(「不交付団体」)。平成19年度においては、都内26団体(市)のうち15団体が不交付団体で、交付団体は西東京市を含め11団体となっています。

普通交付税交付額の推移

西東京市における普通交付税は、平成 11 年度にはピークとなる 43 億 3 千 4 百万円が交付されています(平成 12 年度までは旧両市を合算)。平成 12 年度に合併し、翌平成 13 年度以降は合併団体に適用される「合併算定替」に基づいて算定が行なわれており、本来の「西東京市」として算定されるよりも多くの額が、時限的に交付されています(合併算定替については後述)。

平成 15 年度までは交付額は増加傾向にありましたが、平成 16 年度は三位一体の改革の影響などで 10 億円以上もの大幅な削減がなされ、平成 17 年度には合併後最少の額である 19 億 9 千 2 百万円(臨時財政対策債含まず)となりました。平成 18 年度からは多少回復し、20 億円強の交付額を維持しており、平成 19 年度は 21 億 2 千 8 百万円が交付されています。

財政力指数は平成 19 年度は 0.969 で、合併以降徐々に上昇しています。財政力指数は 1 に近づくにつれ財政状況が好転したものとみなされ、1 を超えると不交付団体となります。しかし、平成 13 年度以降導入された臨時財政対策債により、実態を反映したものとなっていません(臨時財政対策債については次ページ)。

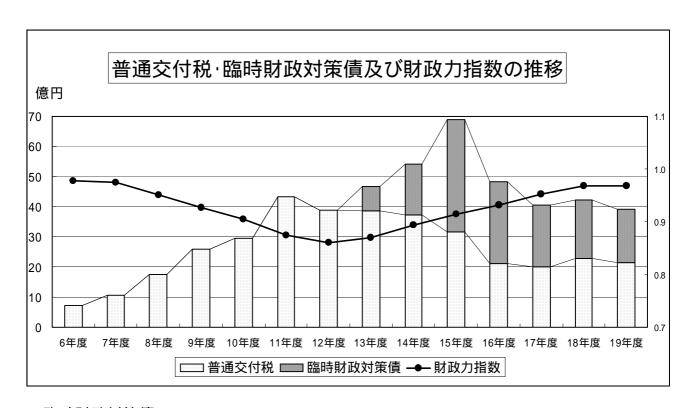
~ ちょっとブレイク ~

地方交付税は、私たちが国や市に支払っているようないわゆる「 税」とは異なります。 国税のうち所得税及び酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25% の合算額等を財源として、それを地方自治体に交付するのが「地方交付税」です。

つまり、私たちが国に納めている税金も、巡り巡って地方自治体の財源として使われているのです。

(単位:百万円)

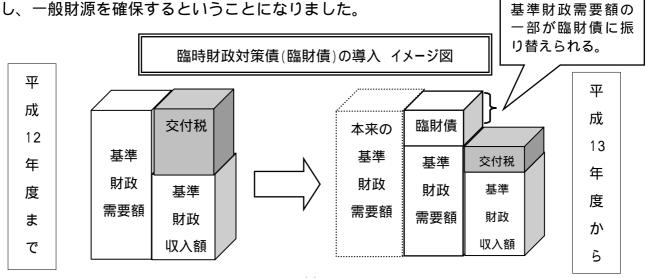
	/		É	6併前(IE	2市合算	<u>[</u>)					合 信	并後			
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地	方交付税	943	1,277	1,991	2,818	3,226	4,679	4,790	4,692	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496
	普通交付税	732	1,061	1,763	2,580	2,944	4,334	3,879	3,869	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128
	特別交付税	211	216	228	238	282	345	911	823	678	557	457	399	374	368
臨	時財政対策債								793	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782
合	計	943	1,277	1,991	2,818	3,226	4,679	4,790	5,484	6,104	7,446	5,285	4,467	4,607	4,278
貶	政力指数	0.977	0.975	0.951	0.927	0.905	0.875	0.861	0.870	0.894	0.915	0.932	0.952	0.968	0.969



臨時財政対策債

地方交付税制度においては平成13年度から「臨時財政対策債」が導入されています。

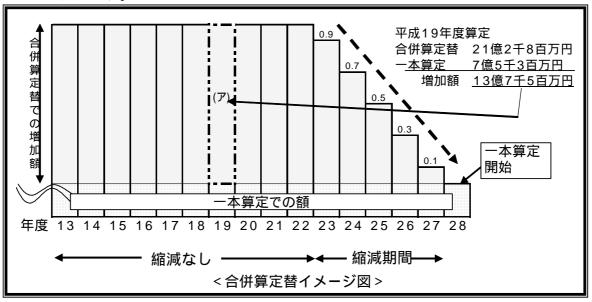
具体的には、本来の基準財政需要額から、団体ごとに算出された臨時財政対策債の発行可能額を控除し、そこから基準財政収入額引いた部分が財源不足分とされ普通交付税が交付されます。そして、団体はこの発行可能額を上限として臨時財政対策債の起債額を判断



西東京市における合併算定替効果額

西東京市の普通交付税の算定には、現在「合併算定替」が適用されています。合併算定替は、「市町村の自主的合併を推進するため、合併直後に交付税が激減しないように設けられた交付税算定における特例措置」とされており、合併後一定期間は合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税の額を保障するというものです。

平成 12 年度に合併した西東京市は、翌年度の平成 13 年度から合併算定替による交付税算定が行なわれています。平成 13 年度から 10 年間は合併算定替で算定された額が全て確保されますが、11 年目からは合併算定替による増加額に一定の率が乗じられることで段階的に縮減されていき、最終的に平成 28 年度(合併後 16 年目)には「西東京市」としての「一本」で算定された額(「一本算定」と呼びます)が交付額として決定されることになります。

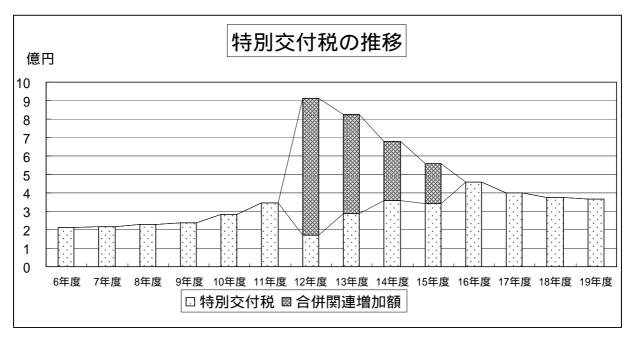


ここで注目する点は、合併算定替と一本算定における交付額の差、つまり合併算定替の増加額が13億7千5百万円にも及ぶということです。((ア)の部分)。

合併算定替で算定した平成19年度の西東京市の交付額が21億2千8百万円であり、 一方西東京市としての一本算定での交付額は7億5千3百万円です。合併算定替で算定 することにより、本来の「西東京市」としての算定よりも約3倍の額が交付されている ことになります。このことから合併算定替による増加額がいかに大きいかが分かります。

【特別交付税】・・・普通交付税で捕捉されない災害等特別な財政需要に対し交付。交付税総額の6%を財源。

特別交付税は、平成 12 年度から平成 15 年度までは合併関連増加額として財政措置が施され、合併初年度の平成 12 年度には 9 億 1 千 1 百万円が交付されましたが、それ以降交付額は減少傾向にあり、平成 19 年度は 3 億 6 千 8 百万円となりました。



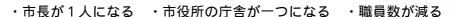
今後の西東京市における普通交付税

前述のとおり、西東京市は、合併算定替よる普通交付税の算定が平成 27 年度までになっており、その上、平成 23 年度からは合併算定替よる増加額を段階的に縮減する措置がとられていくため、平成 19 年度に上乗せされている 13 億 7 千 5 百万円は、徐々に減額されていきます。そして、平成 28 年度以降は、本来の一本算定での交付額、すなわち優遇措置のない交付額になってしまいます。よって、これからは交付税に過度に依存せず財政運営を行なっていく必要があります。

~ ちょっとブレイク ~

え?市長が2人?!~合併算定替と一本算定で算定額が違うワケ~

合併算定替と一本算定では、なぜ算定額に違いが出てくるのでしょうか? 地方自治体が合併をすれば、例えば次のようなことが想定できます。





しかし、合併をしたからといってすぐにその分の経費が削減されるという「効果」が現れると は限りません。上記のような例のうちでも、庁舎・公共施設の統合や職員数の削減などのように 数年をかけて徐々に効果が現れるものもあります。合併算定替は、合併後一定の期間は「合併が なかったもの」とみなして、合併前の旧自治体それぞれの算定額を合算します。そうすることで、 合併による効果が顕著に現れる前に交付税額が激減してしまうということがないように設けら れた特例措置なのです。

西東京市は平成 12 年度に合併しているので、現在は「一つの市」です。しかし、合併算定替の対象である平成 27 年度までは、私たちの市は交付税上において「市長は 2 人いるもの」として考えられているのです。



5 性質別経費

増加傾向にある義務的経費

性質別経費とは、「経済的性質」によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、 公債費といった「義務的経費」と、普通建設事業費等の「投資的経費」などがあります。

例えば、人件費などの義務的経費の割合が低く、投資的経費などの伸縮可能で臨時的な経費の割合が高いほど、財政運営においては余力があるとされ、このような状況を「財政の弾力性が大きい」といいます。反対に、義務的経費の割合が高く、投資的経費の割合が低い場合は「財政が硬直化している」状況にあるといわれています。

(単位:百万円)

				合併前(旧	2市合算)						合 併	并 後			
		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
義務	的 経費	21,568	22,215	22,999	24,285	24,939	25,391	23,174	22,658	22,854	23,541	24,121	23,939	24,873	26,297
人	件 費	13,169	13,232	13,353	13,655	13,602	13,451	13,757	13,065	12,384	12,215	12,616	11,578	11,637	11,986
扶	助費	5,470	5,979	6,480	7,048	7,543	8,240	5,849	6,261	6,830	7,756	8,169	8,410	8,841	9,542
公	債 費	2,929	3,004	3,166	3,582	3,795	3,700	3,568	3,332	3,641	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769
投資	的経費	12,060	11,994	11,152	7,840	9,332	6,500	5,628	10,657	9,201	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073
普通	通建設事業費	12,060	11,994	11,152	7,840	9,332	6,499	5,628	10,657	9,191	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073
災	害復旧費	0	0	0	0	0	1	0	0	10	0	0	0	0	0
その	他の経費	22,918	21,262	21,611	23,167	22,003	24,147	24,866	25,896	26,663	25,768	23,919	24,913	27,283	26,104
物	件 費	5,974	6,441	6,637	6,847	7,146	7,216	8,228	7,693	7,994	7,815	7,751	7,794	8,121	8,806
補	助費等	5,954	6,405	6,759	6,749	7,633	8,379	7,751	7,291	7,816	7,805	7,310	7,312	6,692	6,913
繰	出 金	5,074	5,151	5,234	5,555	5,151	5,227	6,024	6,746	6,739	7,158	7,387	7,896	8,299	8,148
そ	の他	5,915	3,264	2,981	4,016	2,073	3,325	2,863	4,167	4,115	2,990	1,472	1,910	4,171	2,237
歳と	出 合 討	56,545	55,470	55,761	55,292	56,274	56,038	53,668	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474

[「]その他」の内訳は、「維持補修費」、「積立金」、「投資及び出資金・貸付金」となります。

平成 19 年度は、義務的経費の割合が全体の 45.8%を占め(右グラフ(ア)部) 近年増加傾向にあります。投資的経費については同 8.8%(同(イ)部)となり、徐々に減少しています。

<義務的経費>

人件費・・・職員給料・諸手当など

平成 19 年度は、団塊世代の大量退職による影響で、前年度比 3 億 4 千 9 百万円・3.0% 増の 119 億 8 千 6 百万円となりました。今後数年間、退職者は平成 19 年度より減少するものの、比較的高い水準で推移していくため、同程度の負担が続くことが予想されます。

|扶助費|・・・社会保障制度の一環として市民に直接給付する費用。現金、物品、サービスの支給 平成 19 年度の扶助費は、前年度比 7 億 1 百万円増の 95 億 4 千 2 百万円と過去最高の金額となりました。その要因として、障害者自立支援法に基づく事業が開始されたこと、生活保護受給者の増があったこと、児童手当の拡充及び乳幼児・義務教育就学児の医療費助成額の増があったことなどが影響しており、扶助費は今後もさらに増加していくことが見込まれます。(平成 12 年度に大きく減となっているのは、高齢者福祉関係の多くが介護保険特別会計に移行したことによるものです。)

公債費・・・市債の元利償還金(借金の返済金)など

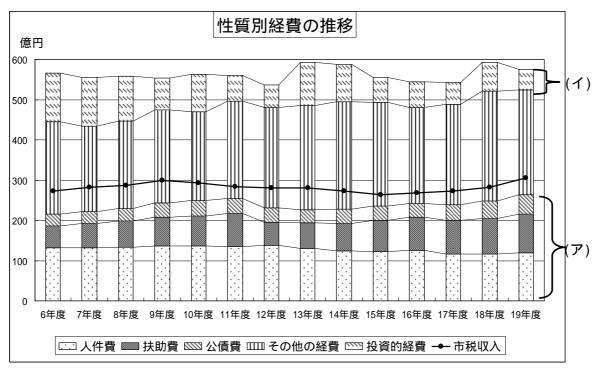
公債費は、合併特例債、臨時財政対策債などの借入れに伴い、年々増加傾向にあります。

平成 19 年度は前年度比 3 億 7 千 4 百万円増の 47 億 6 千 9 百万円となりました。新市建設計画に基づいた合併特例債の借入れが平成 22 年度まで続くことから、公債費は今後もしばらく増加していく見込みです(詳しくは「8 公債費」「9 市債」を参照)。

<投資的経費>

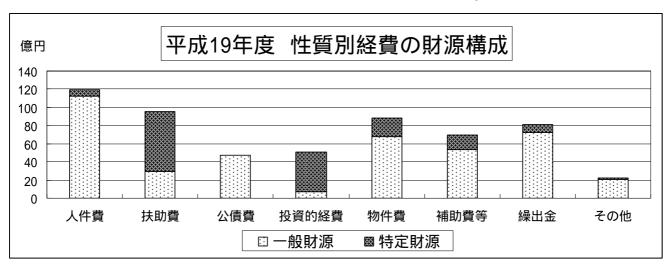
|普通建設事業費|・・・土木施設(道路等)、文教施設などの建設に係る経費

平成 18 年度に青嵐中学校校舎・体育館建替え工事が完了したことなどにより、平成 19 年度は前年度比 20 億 4 千 1 百万円・28.7%の減となっています。平成 22 年度までは総合計画に基づく建設事業が多く予定されており、再び増加することが見込まれています。



平成 19 年度における性質別経費の財源構成

性質別経費を一般財源・特定財源別にすることで、(一般財源の多くを占める)市税が どの経費に使われているかが分かります。財政の弾力性を大きくしていくためには、一 般財源が多く充当されている経費に着目することが効果的です。



6 目的別経費

大きな割合を示す民生費、前年度比 10%増の衛生費

目的別経費は、「行政目的」に応じて歳出の内容を分類するもので、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。この分類によって、自治体のどのような部門・事業に経費がかかっているかが分かります。

ここでは、平成19年度において大きく増減がみられた経費を取り上げます。

民生費・・・社会福祉、児童福祉、生活保護などの費用

平成 19 年度においては、前年度比 4.5%増の 223 億 9 千 3 百万円となり、過去最高の額となりました。全体に占める割合も 39.0%と最も大きい経費です。民生費は今後も引き続き上昇していくものと見込まれます。

衛生費・・・保健衛生、ごみ収集、環境保全などの費用

衛生費は、平成 19 年度における家庭ごみの個別収集の導入及びエコプラザ西東京の建設により、前年度比 4 億 9 千 1 百万円・10.4%増の 52 億 1 千 7 百万円となりました。

教育費・・・小中学校、社会教育などの費用

平成 19 年度は、前年度比 17 億 9 千 5 百万円・20.1%減の 71 億 2 千 1 百万円となりました。平成 18 年度に行われた青嵐中学校の校舎・体育館建替え工事が完了したことなどが影響しています。

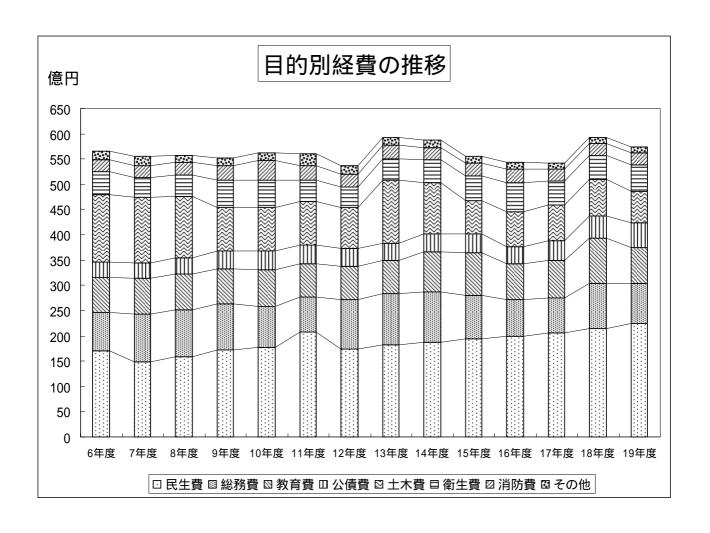
	合併前(旧2市合算)												合 仿	并後			
		<u> </u>		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	総	務	費	7,619	9,487	9,375	9,193	8,094	6,879	9,795	10,175	9,936	8,651	7,174	6,903	8,975	8,017
目	民	生	費	16,994	14,898	15,789	17,148	17,780	20,768	17,350	18,245	18,820	19,459	19,958	20,681	21,427	22,393
的	衛	生	費	4,605	3,832	4,199	5,400	5,435	4,187	4,144	4,247	4,565	4,963	5,668	4,610	4,726	5,217
100	土	木	費	13,329	13,046	12,128	8,520	8,495	8,720	8,032	12,610	10,024	6,674	7,027	7,124	7,213	6,344
別	消	防	費	2,319	2,454	2,478	2,933	3,892	2,907	2,598	2,686	2,448	2,399	2,686	2,383	2,451	2,394
4 ⊅	教	育	費	7,011	7,005	7,157	6,925	7,178	6,602	6,595	6,514	7,823	8,420	7,153	7,305	8,916	7,121
経	公	債	費	2,929	3,004	3,166	3,582	3,794	3,699	3,568	3,332	3,641	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769
費	そ	の	他	1,740	1,743	1,471	1,590	1,604	2,275	1,586	1,402	1,462	1,402	1,411	1,305	1,167	1,219
		計		56,545	55,470	55,761	55,292	56,274	56,038	53,668	59,211	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474

[「]その他」は議会費、労働費、農林費、商工費、災害復旧費、諸支出金の合計をいいます

~ ちょっとブレイク ~

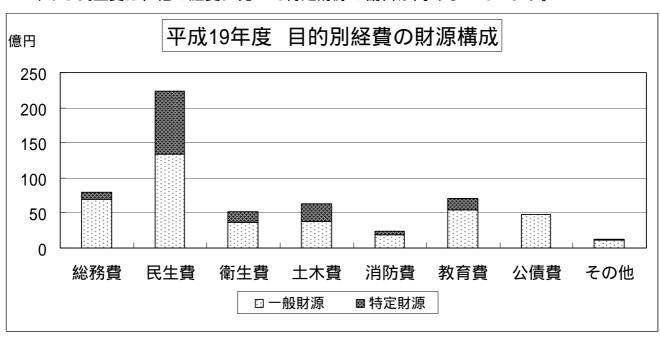
右ページグラフ「平成 19 年度 目的別経費の財源構成」をみると、公債費に特定財源はありません。公債費のうち合併特例債や臨時財政対策債などの元利償還金は一定割合が普通交付税の算定に用いられているので、特定財源もあるようにも思えます。しかし、算定に用いられているものの交付税自体は一般財源であるため、ここではそれが表れないのです。





平成 19 年度における目的別経費の財源構成

平成 19 年度の目的別経費を一般財源・特定財源別でみてみると以下のようになります。生活保護、児童手当、心身障害者福祉手当など国や都の負担割合が高い事業が数多くある民生費は、他の経費に比べて特定財源の割合が高くなっています。



7 経常収支比率

下水道事業会計への繰出基準の変更と公債費の増

で悪化

経常収支比率は、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその使途を 決定できる財源(経常一般財源)に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に縮減するこ とができない、毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源(経 常経費充当一般財源)の比率を示した指標です。

経常収支比率

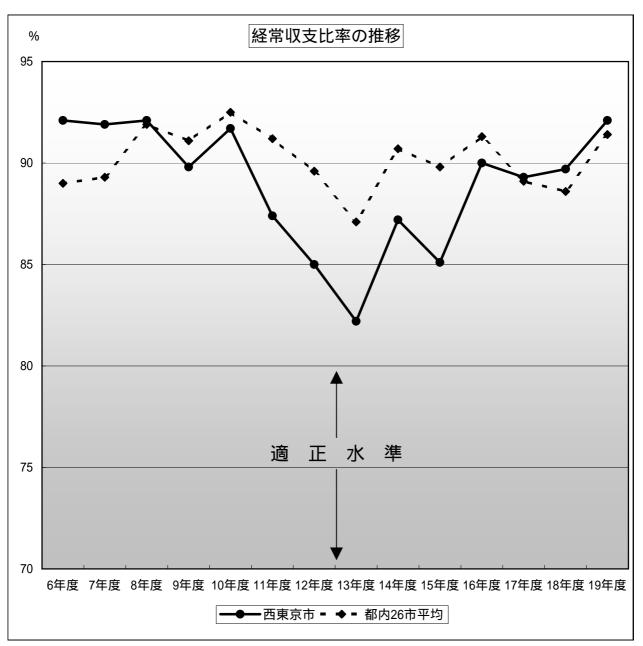
= 経常経費充当一般財源 ÷ (経常一般財源 + 臨時財政対策債 + 減収補てん債特例分) × 100

この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズ(行政需要)に対応する余力があるといえます。逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることになります。なお、適正水準は一般的に70~80%といわれています。これは普通建設事業(施設整備・道路整備など)の臨時的経費(政策的経費)の支出を一定量保持する等のバランスのとれた財政運営を行うためには、経常一般財源がおおむね20~30%程度確保されていることが望ましいと考えられているからです。

また経常収支比率が100%を超えるということは、安定的な収入である経常一般財源では経常経費を賄うことができなくなっていることを意味しており、不健全な財政状況を示しています。ただし、仮に100%を超えたとしても、都市計画税などの臨時的一般財源や国庫・都支出金などの特定財源の収入があることから、すぐさま財政破綻に直結するわけではありませんが、硬直化した財政状況を見直さなければならないのは言うまでもありません。

西東京市の経常収支比率は、合併に伴う国や都の財政支援、人件費の抑制などにより、都内 26 市の中では比較的良好な水準である 80%台を確保してきました。しかし、合併に伴う財政支援の段階的縮減、国の三位一体の改革の影響などから、平成 16 年度に 90.0%となりました。平成 17 年度は 89.3%、平成 18 年度は 89.7%と、いったんは改善がみられたものの、平成 19 年度は 92.1%と再び悪化し、平成 17 年度から 3 ヵ年連続して、都内 26 市の平均水準に達していません。

また、平成 19 年度における指数の上昇は、下水道事業会計への繰出基準の適用が変更されたことによる増加分が 1.3 ポイントと大きく影響しています。しかし、仮にその分を控除したとしても、公債費の増の影響などにより 90.8%と 1.1 ポイント悪化しています。



(甲	イイフ	٠	υ/ω

																	<u> </u>
	/	\			合 [·]	併前(IE	2市合	算)					合 信	并後			
		•		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
P	<u>5</u>	東	京市	92.1	91.9	92.1	89.8	91.7	87.4	85.0	82.2	87.2	85.1	90.0	89.3	89.7	92.1
	邻 F 平	为 :	26 市 均		89.3	91.9	91.1	92.5	91.2	89.6	87.1	90.7	89.8	91.3	89.1	88.6	91.4

<公営企業会計・公営事業会計への多額な繰出金が財政を圧迫しています。>

国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から多額の赤字補てんが行われています。この経費を経常収支比率の算定要素に含めた場合の西東京市の経常収支比率は、平成19年度は102.3%(26市平均97.5%)となり、都内26市の平均水準に達していないのが実態です。

P29「11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金」を参照してください。

8 公債費

合併特例債の活用により、公債費は増加するものの、

公債費比率は適正な水準で推移

公債費は、市債の元金及び利子等の償還費のことで、いわゆる借金返済のための費用です。 原則として普通会計においては市税などの一般財源により支払われ、また、人件費、扶助費 と同様に市の財政の都合等により一方的に削減することができない費用(義務的経費)であ るため、この比率が上昇すると財政の硬直化を招くことになります。

西東京市においては、市債残高のピークは平成 22 年度ですが、公債費のピークは平成 25 年度で 68 億 3 千 3 百万円です。これは市債の発行後、据え置き期間が 1 年から 3 年程度ある ために、市債の発行と元金償還開始時期にズレが生じているためです。

また、平成13年度以降、新市建設計画に基づく社会資本整備事業については、合併特例債を活用して実施しているため、公債費全体の額は年々増加していますが、普通債の元利償還金の占める割合は減少傾向にあります。

公債費比率は、標準財政規模に対する公債費充当一般財源の割合をいいます。おおむね 10% 以下が適正な水準といわれています。

公債費において高い割合を占めている、臨時財政対策債、減税補てん債、臨時税収補てん 債については元利償還金の全額が、合併特例債については元利償還金の7割が、それぞれ交 付税措置(基準財政需要額に算入)されることから、西東京市においては公債費が年々増加 しますが、公債費比率は適正な水準で推移する見込みです。

~ ちょっとブレイク ~

公債費の負担を少しでも減らすために、市ではこのような努力をしています!

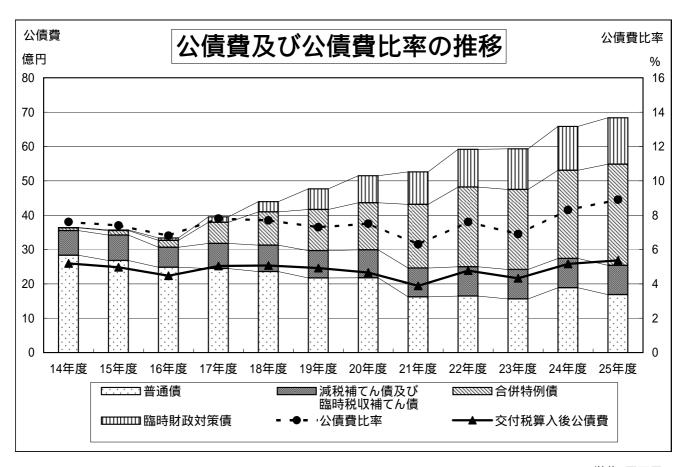
少しでも低金利で借り入れるために、リスク分散・償還期間短縮などの工夫をしています。

19 年度借入実績 10 年償還:年利 0.55% 20 年償還:年利 1.30%など

19年度末に残高のある市債の借入利率の平均:年利1.71%(加重平均)

行政改革の努力をしている自治体だけに認められる公的資金補償金免除繰上償還()を 利用して、過去に高金利で借り入れた市債を繰上償還しました。

19年度実績 3,531万3千円を繰上償還し、189万1千円の効果 通常、繰上償還をする場合は、利子相当額の補償金を支払う義務があります。



(単位:百万円、%)

										,	<u> </u>	313(,0)
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
元金償還額	2,686	2,652	2,414	3,123	3,554	3,902	4,327	4,405	5,056	5,170	5,749	6,175
利子支払額	954	918	922	827	839	863	823	857	860	762	833	658
公債費合計	3,640	3,569	3,336	3,950	4,393	4,765	5,150	5,262	5,916	5,932	6,582	6,833
減税補てん債及び 臨時税収補てん債	719	740	584	733	766	795	816	838	854	854	854	854
臨時財政対策債	9	20	72	156	297	599	790	948	1,097	1,184	1,275	1,350
合併特例債	79	130	198	616	971	1,199	1,368	1,853	2,321	2,332	2,567	2,943
普 通 債	2,833	2,680	2,482	2,445	2,359	2,172	2,176	1,623	1,644	1,562	1,886	1,686
交付税算入額	1,043	1,086	1,099	1,427	1,857	2,307	2,820	3,321	3,531	3,769	3,999	4,151
(参考) 交付税算入後公債費	2,597	2,483	2,237	2,523	2,536	2,458	2,330	1,941	2,385	2,163	2,583	2,682
公債費比率	7.6	7.4	6.8	7.8	7.7	7.3	7.5	6.3	7.6	6.9	8.3	8.9

平成16年度の元金償還額は、平成7年度及び平成8年度の減税補てん債の一括償還分(4,683百万円)を除く。 平成14年度から平成19年度までは決算額、平成20年度から平成25年度までは平成19年度決算額と総合計画(実施計画) から推計しています(そのため平成23年度以降の市債の発行は見込んでいません。)。 特定資金公共事業債及び一時借入金利子は除く。

9 市債

引き続き今後も増加傾向にあります

市債とは、地方債のうち市が発行するもの(同様に都が発行する地方債は都債)で、複数年度にわたって償還(返済)するものをいい、いわゆる「借金」のことです。大別すると、公園、都市計画街路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補てんする建設地方債と、国策により生じた財源不足を補てんする臨時赤字地方債の2種類があります。また、市債には財源不足を補うという役割以外に、道路や公共施設などの将来の世代も利用するものについて、現在の利用者(受益者)だけでなく、将来の利用者(受益者)にも負担してもらい「世代間の負担の公平化」を図るという側面もあります。なお平成19年度の市債借入額は31億5千2百万円、平成19年度末の市債残高は501億5千5百万円です。

市債残高のうち、合併後の新市建設計画事業に活用している合併特例債が 168 億 1 千 7 百 万円、減税補てん債や臨時財政対策債などの臨時赤字地方債が 218 億 8 百万円で、合わせて全体の 77.0%を占めています。これらの償還にあたっては、国からの財政支援として、合併特例債では 7 割、臨時赤字地方債では全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

平成 19 年度の起債制限比率は 7.0%、起債許可団体への移行・市債の発行制限の判断指標となる実質公債費比率は 4.1%です。

~ ちょっとブレイク ~

合併特例債でなにを整備したの?

平成 19 年度までに合併特例債を使って整備した 施設のうち、代表的なものを紹介します。

子育て支援:田無保育園・みどり保育園の建替え、

北原児童館の建替え、

子ども総合支援センターの整備

学 校 教 育:けやき小学校・青嵐中学校の建替え、

小中学校 9 校の耐震補強、

小中学校 11 校の体育館大規模改造



南町文化スポーツ交流センター(きらっと)



エコプラザ西東京

社 会 教 育:南町スポーツ文化交流施設(きらっと)

の建替え、

保谷駅前公民館・図書館の整備

環 境 学 習:エコプラザ西東京の整備

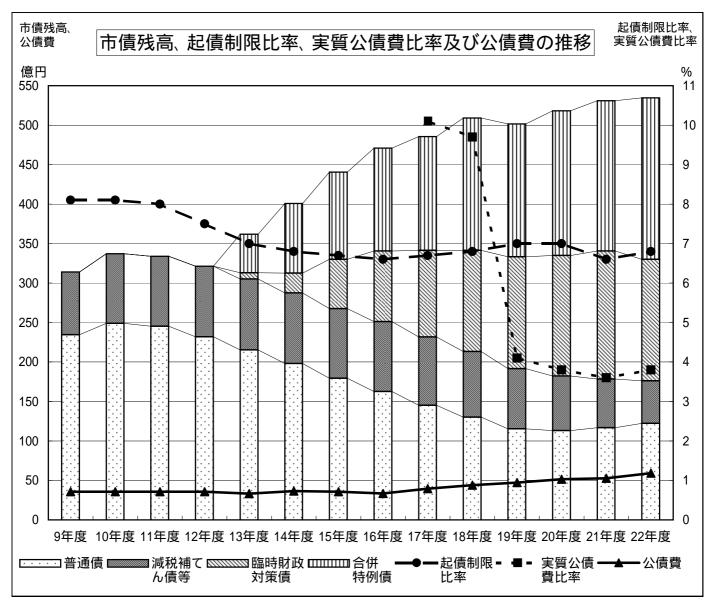
高齢者支援:住吉老人福祉センターの建替え

男 女 平 等:男女平等推進センターの整備

公園・広場:いこいの森公園・下野谷遺跡公園の整備

道 路 整 備:都市計画道路 3・4・15 号線の整備

(保谷駅北口から市北部に伸びる道路)



(単位:百万円、%)

													(+	世一日刀	[]、%0)
		合併前	介(旧2市	(合算)					合	併	後	•	•	•	
	<u> </u>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	信 行 客		4,929	2,249	1,486	6,413	6,582	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	5,993	5,689	5,416
合 特 (伊 例 信					4,875	8,818	11,049	13,047	14,417	16,774	16,817	18,323	19,029	20,445
普	通信	23,461	24,893	24,535	23,188	21,520	19,806	17,943	16,258	14,510	13,013	11,530	11,304	11,669	12,226
対策	財政 策 億	<u> </u>				793	2,508	6,231	8,934	10,969	12,795	14,174	15,267	16,230	15,392
6	え補て 債 €	≨ 7,945	8,826	8,858	8,947	8,990	8,942	8,822	8,857	8,662	8,324	7,634	6,914	6,164	5,390
市債合	残 居		33,719	33,393	32,135	36,178	40,074	44,045	47,096	48,558	50,906	50,155	51,808	53,092	53,453
	債 費	,	3,563	3,563	3,563	3,328	3,640	3,569	3,336	3,950	4,393	4,730	5,150	5,262	5,916
比	制的	8.1	8.1	8.0	7.5	7.0	6.8	6.7	6.6	6.7	6.8	7.0	7.0	6.6	6.8
	[公信 比 译									10.1	9.7	4.1	3.8	3.6	3.8

平成9年度から平成19年度までは決算額、平成20年度から平成22年度までは平成19年度決算額と総合計画(実施計画)から推計しています。

特定資金公共事業債、借換債は発行額・地方債残高から除いています。またその元金償還金について公債費から除いています。

10 基金

減少傾向にある財政調整基金残高

基金は一般家庭(家計)の中で、収入減や病気など不測の事態に備えるため、また家や車などを購入するといった特定の目的のために積み立てている「貯金」にあたるものです。

西東京市には、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」、公園や学校などの公共施設を計画的に整備するための「まちづくり整備基金」などがあります。

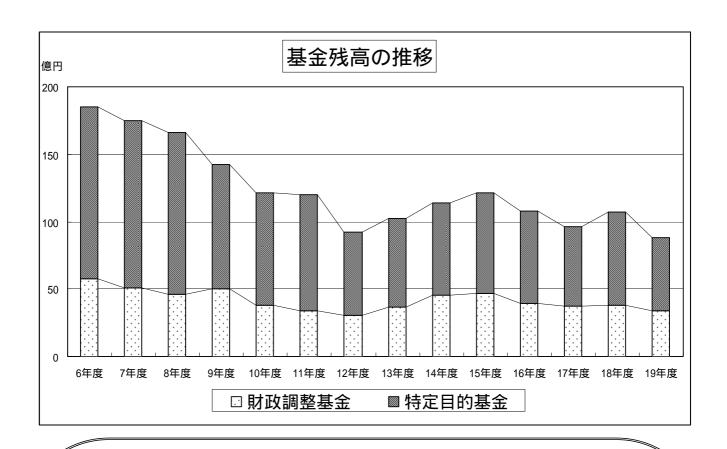
平成 19 年度は、基金全体では積立額が 19 億 4 千万円、取崩額が 38 億 6 千 9 百万円となり、基金残高は前年度末から 19 億 2 千 9 百万円減の 87 億 7 千 1 百万円となりました。

平成 19 年度の財政調整基金の積立額は、臨時的要因があった平成 18 年度に比べて 2 億 9 千 1 百万円減の 6 億 6 千 6 百万円と平年度並みとなった一方、取崩額は東京都市収益事業組合の清算に伴う欠損負担金の発生による影響で前年度比 3 億円増の 11 億円となり、基金残高は 34 億 9 百万円にまで減少しました。まちづくり整備基金においても、積立額は臨時的要因があった平成 18 年度に比べて 11 億 6 百万円減の 9 億 3 千 7 百万円となり、取崩額は実施事業数が多かったことで前年度比 7 億 9 百万円増の 16 億 4 千 3 百万円となった結果、基金残高は 32 億 9 千 4 百万円となりました。

今後も、総合計画に基づく事業の実施に伴い基金の取り崩しが予定されています。特に、 財政調整基金についてはここ数年で減少傾向にあり、安定した市政運営を行うためにも、 基金残高の確保には充分注意を払っていかなければなりません。

(単位:百万円)

	各年度	末現在	语	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	目	的	等
特	まちづくり	整備基	基金	3,119	3,656	3,337	2,891	4,000	3,294	公共施設の進を図るだ		び事業の推
	地域福	祉 基	金	670	616	661	510	573	526	総合的な ^は るため	地域福祉	の推進を図
定	振興	基	金	104	87	85	81	77	72	市民の連続の連続を図るが		乙及び地域振
目	保谷駅南開 発事			762	762	762	513	264	160	保谷駅南 要する資金		!開発事業に するため
的	職員退職	手当基	基金	2,033	2,199	1,935	1,864	1,833	1,125	職員の退 てるため	職手当の	支払いに充
基金	その他	の 基	金	167	104	89	101	110	184	員退職金	等共済基	小企業従業 金 ⁷ 成18年4月1
並	小		計	6,854	7,423	6,867	5,960	6,857	5,362			
財	政 調	基	金	4,527	4,711	3,884	3,686	3,843	3,409		的執行と	を図り、財健全な運営
合			計	11,382	12,134	10,751	9,646	10,700	8,771			



~ ちょっとブレイク ~ 貯金はいくらあればいいの?

私たちの日々の暮らしにおいては、貯金が多ければ生活に余裕が生まれてきます。貯金は多くあればあるほど嬉しいですよね。市財政においても、確かに、はなみずき貯金にあたる「基金」の額が多いに越したことはありません。しかし、市民の皆様に納めていただいた税金を、ひたすら溜め込むだけでよいのでしょうか? 基金は、安定的な市民サービスを行うために設けているのに、貯蓄を増やすことに専念して、そのために日々の市民サービスがおろそかになってしまうのでは本末転倒です。一定額の基金が確保されているのならば、貯蓄に回さずに、行政サービスの充実を行い、市民に還元するべきであるという見方もできます。

「西東京市地域経営戦略プラン」においては、財政調整基金について標準財政規模の1割程度の 残高を維持することを目標として設定しています(平成19年度の西東京市の標準財政規模は334億7千7百万円なので、33億5千万円が目安になります。)。現段階においてはその目標値を上回っているものの減少傾向にあり、楽観はできません。

また、特定目的基金は、「特定目的」という名のとおり、そもそも使い道が決まった基金です。 例えば、「保谷駅南口市街地開発事業基金」は、保谷駅南口を開発するために積み立てた基金であ り、事業の進捗に合わせて、基金の残高は基本的には減少していきます。

つまり、全体的な基金残高が減ったことが即「財政状況が苦しい」ことを意味するわけではありません。どのような理由でどの基金が減ったのか、その背景に着目することも重要なのです。

11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金

市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

公営企業会計・公営事業会計は、独立採算制の適用が可能な性格をもつ事業について、 決算統計上、普通会計から区分した想定上の会計区分です(特別会計の設定とよく似ていますが区分が若干異なります。)。平成19年度は、公営企業は下水道事業や介護サービス事業など、公営事業は国民健康保険事業、介護保険事業など、合計で7事業が該当しました。

これらの各公営企業会計・公営事業会計内においては、本来独立採算制を適用して、収支 均衡を図るべきですが、特に国民健康保険事業会計や下水道事業会計については、支出を 収入で賄いきれず、普通会計から多額の繰出金を支出し、赤字補てんを行っています。

繰出金のうち、公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費について、定められた要件に従って補てんするお金を基準内繰出金といい、それ以外の目的で補てんするお金を基準外繰出金といいます。例えば、下水道事業では、雨水を流す公共雨水管の整備等に要する経費は基準内繰出金とされています。

国民健康保険事業会計(公営事業会計)の被保険者1人当たりの赤字補てん額は26,819円で、都内26市平均25,692円を上回っており、26市中11番目に多い金額です。このことから、西東京市地域経営戦略プランでは平成20年度・平成21年度において、保険料の見直しを図っていくこととしています。

下水道事業会計(公営企業会計)は、処理原価のうち資本費(施設整備のために借入れた地方債に係る公債費)の割合が高いため、汚水処理費回収率が都内26市平均を大幅に下回っており、多額の普通会計からの繰出金が必要となっています。また西東京市の使用料単価は91.0円/㎡と、平成19年10月の使用料改定により平成18年度と比較して2.6円/㎡上昇したものの、都内26市平均118.6円/㎡を下回っています。下水道審議会の答申では、定期的に使用料の見直しを行い、中期的には都内26市平均程度を目指すこととしています。なお、平成19年度において汚水処理費回収率が100%を超え独立採算による運営を行っている市は、都内26市中8市となっています。

~ちょっとブレイク~

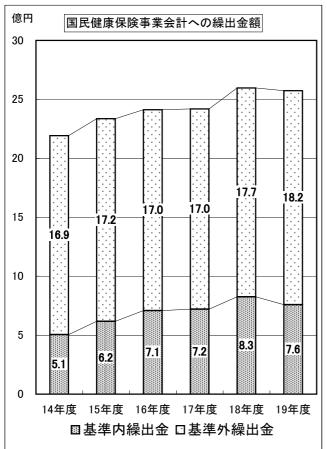
下水道事業会計でも公債費負担軽減の努力をしています!

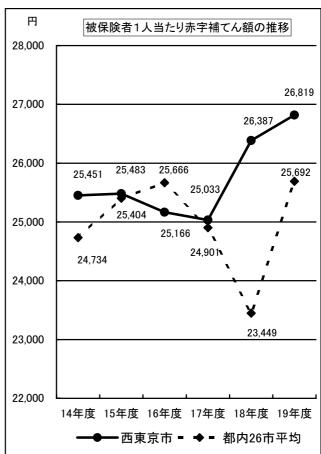
行政改革の努力をしている自治体だけに認められる公的資金補償金免除繰上償

還()を利用して、過去に高金利で借り入れた市債を、低金利債へ借り換えるなどしました。 19年度実績 34億2,146万7千円を低金利債へ借り換え・繰上償還し、

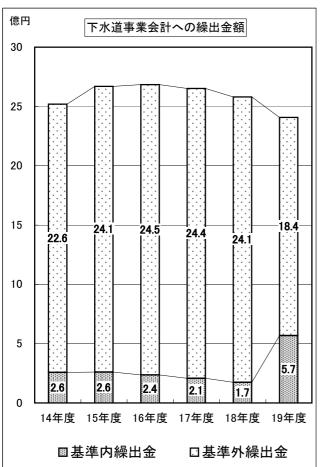
5億7,804万5千円の効果

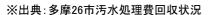
なお、今後は、平成 20 年度・平成 21 年度で約 13 億円の効果を見込んでいます。 通常、繰上償還をする場合は利子相当額の補償金を支払う義務があります。

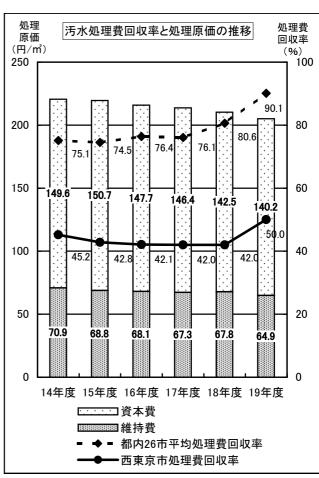




※出典:多摩26市の国保会計決算状況調







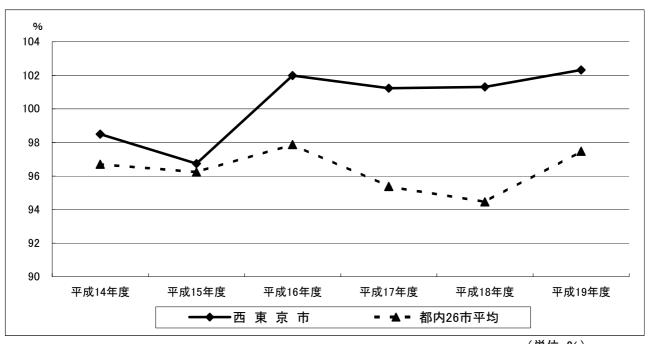
汚水処理費回収率:汚水処理費100円当たりの使用料収入割合 ※維持費:ポンプ場の運転経費などの維持管理経費 ※資本費:施設整備のために借り入れた地方債を償還する公債費

<平成19年度決算にみる経常収支比率への影響>

前述のとおり、国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から 多額の赤字補てんが行われています。国民健康保険料・下水道使用料については近年見直し を行い、市民の皆様のご協力をいただいてきたところですが、いまだに多額の赤字補てんは 継続しています。この経費については、維持管理経費の適正化はもちろんのこと、国民健康 保険料、下水道使用料を適正な水準に改定するなどの事業の見直しを行わない限り、毎年度 義務的・経常的に支出していかなければなりません。

試みに、これらの基準外繰出金(赤字補てん)を経常経費充当一般財源に加算し、経常収 支比率を算出したものが下表です。

国民健康保険事業会計・下水道事業会計への赤字補てん的な繰出金を経 常 経 費 充 当 一 般 財 源 に 加 算 し た 経 常 収 支 比 率



(単位:%) 平成14年度|平成15年度|平成16年度|平成17年度|平成18年度|平成19年度 西 東 京 102.0 101.2 102.3 市 98.5 96.7 101.3 都 内 26 市 平 均 96.7 96.2 97.9 95.4 94.5 97.5

※都内26市平均値は、各市から提出された数値等に基づき、本市が独自に試算したものです。

平成16年度以降、国民健康保険事業会計・下水道事業会計への赤字補てんを経常収支比率に加算した数値が、連続して100%を超過しており、西東京市の財政構造が相当に硬直化していることを表しています。このことは、行政サービスの継続性、行政サービスのレベルアップを推進していく上で大きな障壁となります。このことから、国民健康保険料、下水道使用料の適正化、維持管理経費の効率化等、公営企業会計・公営事業会計の健全化に向けたさらなる取り組みが不可欠です。

12 他市(都内26市及び都内類似団体)との比較

合併当初に比べ相対的な財政状況は悪化

この章では、西東京市のみの時系列的な変化に対する評価(絶対評価)だけではなく、 近隣の団体との比較を通じて、西東京市の状況を相対的・客観的に評価することを試みま す。

合併当初の平成 13 年度と平成 19 年度について、都内 26 市及び都内類似団体の各項目の平均値を 100 とし、西東京市との比較をレーダーチャートで表しました。

比較する項目は、主要な財政指標である「財政力指数」・「経常収支比率」・「公債費比率」、市のストック情報として「人口1人当たりの市債現在高」(負債)・「人口1人当たりの基金現在高」(財産)、今後行財政改革を進めるうえでその抑制が重要な課題となる人件費の割合を示す「人件費比率」の6項目としました。

図の中の 100 の値を示す正六角形は全体の平均を表し、数値が正六角形の枠の外側にあれば平均を上回る良好な状態であることを示します。反対に数値が正六角形の枠の内側にあれば平均を下回っていることを示します。

なお、平均値の算出は、「指数・比率」については加重平均、「人口1人当たりの現在高」については「総合計÷住民基本台帳人口(各年度末3月31日現在)」により行っています。

平成 13 年度と平成 19 年度の比較

全体的な傾向としては、平成 13 年度には平均よりも良好な数値を示していたため西東京市が描く図形は正六角形の外側に広がっていましたが、平成 19 年度には正六角形の内側に移動しています。合併後 7 年を経過し、西東京市の財政状況が相対的に悪化していることが分かります。

合併特例債や臨時財政対策債などの借入れの影響で、平成 13 年度から平成 19 年度にかけて、西東京市の人口 1 人当たりの市債残高は急速に増加し、正六角形の外側から内側に大きく移動しています。

また経常収支比率についても、平成 13 年度には 82.2 と比較的良好な数値でしたが、合併特例債など借入れによる公債費の増加傾向などを反映し、平成 19 年度では 92.1 となり、この 7 年で 9.9 ポイント悪化しています。

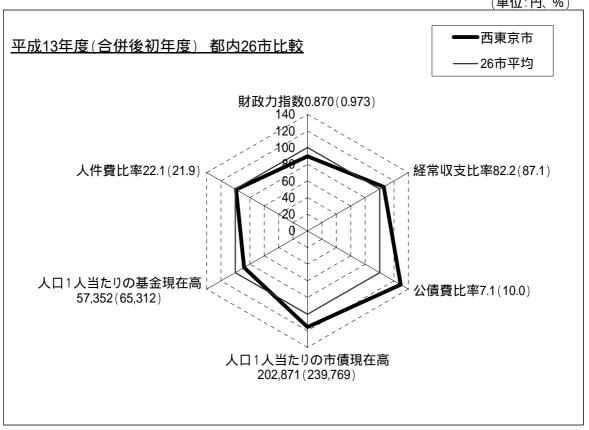
それにもかかわらず、公債費比率が依然として良好な数値を示しているのは、合併特例 債や臨時財政対策債の元利償還金が、普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に算入 されているためです。

(詳細は、P23「8公債費」を参照)

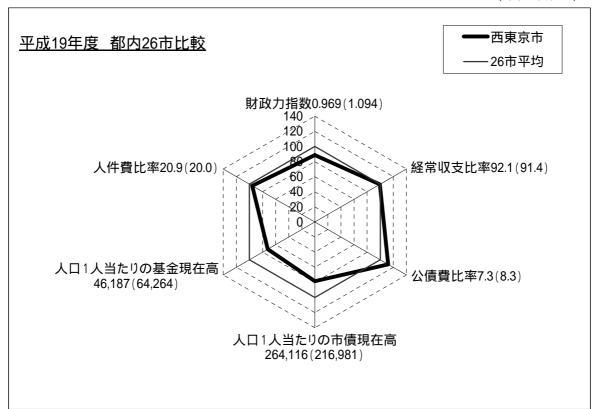
1 都内26市平均との比較

()内は、26市の平均値(加重平均)

(単位:円、%)



(単位:円、%)



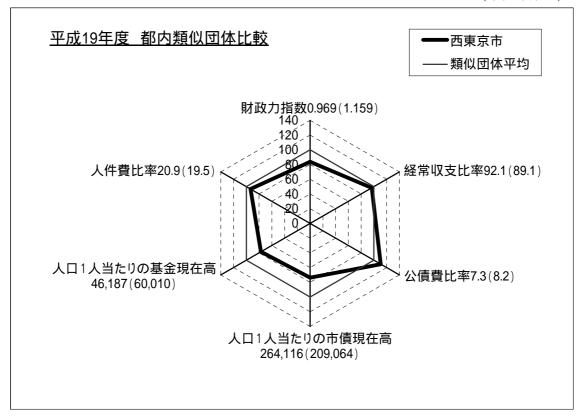
2 都内類似団体平均との比較

()内は、類似団体の平均値(加重平均)

(単位:円、%) 西東京市 平成13年度(合併後初年度) 都内類似団体比較 ·類似団体平均 財政力指数0.870(1.056) 140 120 100 人件費比率22.1(21.4) 経常収支比率82.2(86.0) 60 40 人口1人当たりの基金現在高 公債費比率7.1(8.9) 57,352 (71,787) 人口1人当たりの市債現在高

202,871 (225,852)

(単位:円、%)



他市との比較

1 都内 26 市平均との比較

平成 19 年度の都内 26 市平均との比較では、公債費比率が平均よりも良好な数値を示しており、その他の項目は平均を示す正六角形の内側に位置しています。

平成 19 年度の経常収支比率は、平成 17 年度以降 3 年連続で都内 26 市の平均を下回る数値となりました。これは、三位一体の改革等の影響や公債費が増加傾向にあることなどにより一般行政経費が高い水準で推移していることから、西東京市の財政状況が他市と比較して相対的に硬直化していることを示しています。

2 都内類似団体平均との比較

都内の類似団体平均との比較でも、都内 26 市平均の比較と同様の傾向を見ることが出来ます。都内類似団体平均は、都内 26 市平均よりも各数値が良好なため、西東京市の指標は正六角形のさらに内側に図形として表れています。

類似団体とは

「人口規模や産業構造が同じような条件や状況にある市町村」が総務省の分類に基づいて類型 化されています。平成 18 年度決算から人口条件が変更になりました。

西東京市は「 - 3」という類型に属しています。

「 - 3」の条件

人口 15 万人以上

産業構造が 次・ 次産業が95%以上かつ 次産業が65%以上

平成 19 年度における 「 - 3 」 に属する都内の市

八王子・立川・三鷹・府中・調布・町田・小平・日野・西東京の9市

平成 13 年度当時の西東京市の類型は - 5 で、立川・武蔵野・三鷹・府中・調布・小平・日野・東村山・多摩の 10 市が該当していました。

《今回取り上げた6つの指標の算式》

- 財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額の3ヵ年平均
- 経常収支比率 = 経常経費充当一般財源÷(経常一般財源+臨時財政対策債+減税補てん債特例分)×100
- ・ 公債費比率 = (公債費充当一般財源額(除く繰上償還額)-災害復旧費等に係る基準財政需要額)÷(標準財政収入額+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額-災害復旧費等に係る基準財政需要額)×100
- 人口1人当たりの市債現在高=年度末市債現在高÷年度末住民基本台帳人口
- ・ 人口1人当たりの基金現在高=年度末基金現在高÷年度末住民基本台帳人口
- · 人件費比率 = 人件費÷ 歳出総額 x 100



~ちょっとブレイク~

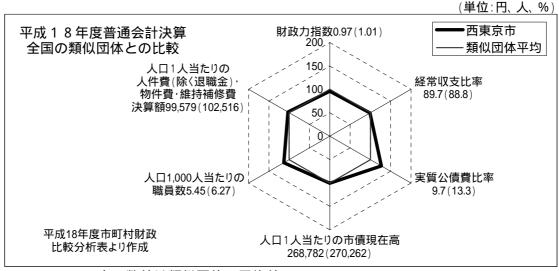
全国の類似団体にはどこがあるの?

西東京市と同じ「 - 3」という類型にある市は西東京市を含め全国に32団体あります。そこ で、都外ではどの市が類似団体に分類されているかを紹介します。

北海道苫小牧市、埼玉県春日部市・狭山市・上尾市・新座市、千葉県市川市・松戸市・佐倉市・ 習志野市・柏市・流山市・八千代市・浦安市、神奈川県鎌倉市・藤沢市・秦野市、

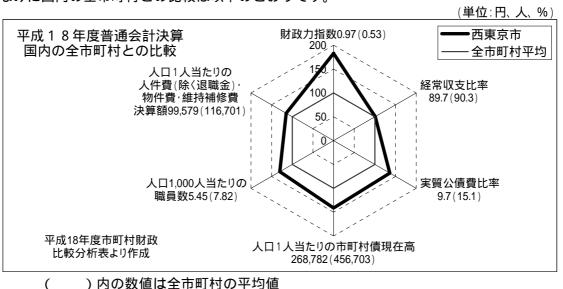
京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県西宮市・伊丹市・川西市、山口県宇部市、沖縄県那覇市 こうしてみると、有名観光地や、高級住宅地として知られる街、コンビナートを抱える都市、 県庁所在地など、西東京市のような住宅都市ばかりではなく、多様な都市が類似団体になってい ることが分かります。

参考までに、データは1年前のものですが全国の類似団体32市との比較は以下のとおりです。



)内の数値は類似団体の平均値

ちなみに国内の全市町村との比較は以下のとおりです。



)内の数値は全市町村の平均値

13 行財政改革の必要性

自立した財政構造の構築に向けて

【今後の財政見通し】

これまで西東京市は、人件費の抑制を始めとする歳出経費の削減、国や都の補助交付金や地方交付税の特例措置といった歳入面での財政支援など、合併に伴う財政効果()を活用しながら、行財政運営を行ってきました。しかし、時限的な財政支援の大半はすでに終了し、現在 14 億円程度の上乗せがされている普通交付税の合併算定替措置も、平成 23 年度から段階的に縮減となり、平成 28 年度以降は通常の取り扱いとなります。

(詳細は P43「合併による財政効果」参照)

歳出では、年々増加する公債費などに加えて、高齢化・少子化対策のための社会保障関係経費など、量的・質的に行政需要は増加傾向にあり、西東京市にとっては、今後もさらに厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

【求められる行財政改革と財政健全化】

国は、国と地方が直面する厳しい財政状況を踏まえ、平成17年3月に示した指針の中で、 地方自治体に対して、平成17年度から平成21年度までの歳出削減を中心とする行財政改 革への取り組みを示した計画(集中改革プラン)を作成・公表することを求めました。

さらに、地方財政の健全化を図るため、平成 19 年 6 月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」では、平成 19 年度決算で下水道事業などの特別会計や一部事務組合、第三セクターまでも含めた総合的な将来負担比率などの健全化判断比率の算出・公表を求めるとともに、平成 20 年度決算からは、健全化判断比率に基づいた財政再建制度がスタートします。並行して、企業会計の手法を取り入れた、各種財務諸表の作成・公表についての基準の検討が進められています。西東京市はこうした情勢を踏まえ、財政健全化に向けて積極的な行財政改革の取り組みと、情報の公開を行っていきます。

【今後の取組み】

このような財政見通しや行財政改革の必要性を踏まえ、西東京市では、平成 17 年度に策定した「第 2 次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン)」について、平成 19 年度に改革の進捗状況や市を取り巻く環境の変化を踏まえて中間の見直しを行い、引き続き行財政改革に取り組んでいるところです。その中で、平成 18 年度から継続して行政評価制度を実施し、既存の事業を整理(スクラップ)することで得た財源を新しい政策に充当(ビルド)していく、いわゆるスクラップ&ビルドを基本とした事務事業の整理・統合や補助金の見直しに努めています。

また、今後の重要な財政課題となる公債費負担の増加対策として、昨年度から国が認めることとなった、補償金免除の繰上償還を活用していくためには、一定レベル以上の行財政改革への取り組みと継続が必須条件となっています。このように、財政の健全化を図るためには、まず自ら積極的に行財政改革を進めることが必要であり、これによって国や都からの財政支援などに頼ることのない自立した行財政基盤を確立し、住民福祉の向上とまちづくりの推進に必要な財源を確保していく必要があります。

~ ちょっとブレイク ~

西東京市は第2の夕張市になりはしないか?



北海道夕張市が平成 18 年 6 月に準用財政再建団体適用の申請を表明した、いわゆる夕張ショック。平成 17 年度末時点で普通会計決算額が 126 億円であったのに対し、各会計・公社・第三セクターを含めた負債はその約 5 倍の 632 億 4 千万円と報道されました。当時西東京市の全会計の市債残高の合計が約 700 億円だったことから、西東京市は第 2 の夕張市になりはしないか?との心配の声が少なからず寄せられました。

平成 17 年度の夕張市債務残高のうち明らかに異常だったのは、年度内に完済すべき ものであるため、年度末残高が存在するはずのない一時借入金(運転資金)の残高が 275 億 9 千万円存在することでした。これは年度と会計をまたがって不正経理を繰り 返していたことが原因であると、報道等で明らかにされています。

では西東京市は第2の夕張市になりはしないのか?

平成 17 年度夕張市の総負債額を西東京市の規模にすると一体いくらになるのか? さまざまな視点から比較検討してみましょう。

一時借入金利子(平成18年度)を比較

西東京市 2 百万円:夕張市 1 億 3 千 3 百万円 夕張市の 6 6 分の 1 以下標準財政規模(平成 18 年度)を比較

西東京市 329億1千1百万円:夕張市44億1千9百万円 夕張市の7倍以上 夕張市の総負債額を西東京市の規模に換算すると、4,709億8千7百万円 住民基本台帳人口(平成20年3月31日現在)1人あたりの負担額で比較

西東京市: 19 年度将来負担額 800 億 5 千 2 百万円 ÷ 189,899 人 = 42 万 2 千円

夕張市 : 17 年度総負債額 632 億 4 千万円÷12,068 人 = 524 万円

夕張市の12分の1以下

このようにしてみると、夕張市の抱える負債がいかに大きいかをご理解いただけたか と思います。

財政健全化法

早期健全化基準・経営健全化基準を大幅に下回る

財政健全化法とは

昨年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。この法律は、 一年間の収支や将来負担に関する財政指標(からの健全化判断比率・資金不足比率)を議会に報告し、市民の皆様に公表することを義務づけています。そして、それらの比率が国の定める早期健全化基準・経営健全化基準を超える場合は、財政の健全化に向けた取り組みを行うことになります。

実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が 赤字の場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模に対する割合です。

連結実質赤字比率

特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や一部事務組合への負担金のうち、一部事務組合の借入金返済に充てたと認められるものなど)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

将来負担比率

一般会計等が将来、負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合等の借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額など)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

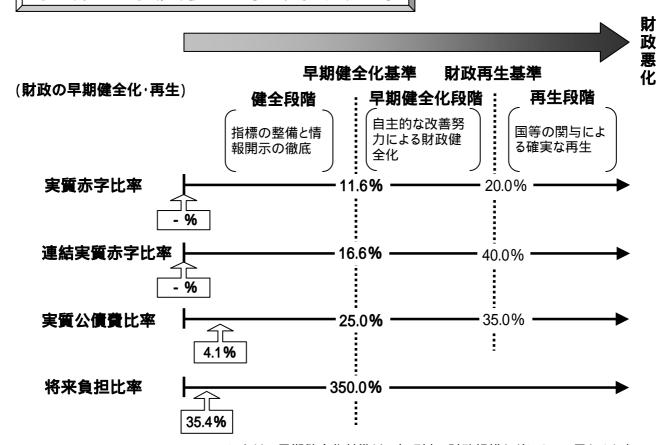
資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。(西東京市では下水道事業会計のみ該当)

から の指標のうちいずれかが早期健全化基準または財政再生基準以上の場合は財 政再建に向けた取り組みを行わなければなりません。例えていうならば、早期健全化基 準は黄信号、財政再建基準は赤信号です。従来の財政再建法では地方自治体が、赤信号 である財政再建団体になることを自ら申し出るという方式でしたが、財政健全化法では、 全国一律の基準で自動的に黄信号・赤信号に振り分けられることと、赤信号に至る手前に黄 信号を設けることで、早期に財政の健全化が図られることが特徴です。ただし について は公営企業に係る指標で、黄信号の経営健全化基準のみが設けられています。

平成19年度決算における西東京市の健全化判断比率は下記のとおりです。

平成19年度健全化判断比率



における早期健全化基準は、市町村の財政規模などによって異なります。



上記のとおり、平成19年度における健全化判断比率等は黄信号である早期健全化基準等と比較しても良好な数値といえるものでした。しかしながら、これらの指標はあくまでも国が各地方公共団体に対し、財政の健全化を義務づけるか否かの基準であり、この数値が良好であることが、財政の安定性を表しているわけではないことに留意する必要があります。したがって、今回の算定結果については、西東京市は財政破綻していない程度の感想にとどめ、総体としての行政サービス水準の継続可能性を鑑みれば、従来に引き続き経常収支比率等の指標やこの財政白書で取り上げている各項目の問題意識をさらに掘り下げ、その動向を注視しながら、行財政改革等の不断の努力を続けていく必要があります。

債務償還可能年限

西東京市は、その負債を何年間で返済可能なのでしょうか。その答えの一つとして、関西学院大学教授で財務省の財政制度等審議会財政制度分科会の専門委員でもある小西砂千夫氏が提唱した債務償還可能年限という考え方を用いて試算してみましょう。氏によると、債務償還可能年限が実際の地方債の償還年限を下回っていれば中長期的な持続可能性が認められる一方で、実際の地方債の償還年限を上回ると資金繰りができなくなる可能性があるというものです。

では、平成19年度西東京市決算にあてはめて試算してみましょう。この試算では健全化 判断比率の一つである将来負担比率の計算式の標準財政規模の項を経常一般財源から 元本償還分を除く経常一般財源充当経費を除いたものに置き換えて計算します。

						(単位:千円))	
純負債 -	√将来負担額 80,052,078	-	充当可能財源等 69,053,770	}					債務償還 可能年限
償還財源〈	35,694,527 経常一般財源 (臨時財政対 (策債を含む)	- (32,870,495 経常一般財源 充当経費	-	3,837,752 経常一般財源 充当元金償還額) -	4,196,397 算入公債費等 の額	}	4.46 年

平成19年度末に残高のある市債の元金償還年数の平均11.11年(全会計・加重平均)

この試算から債務償還可能年限が市債の償還年限を下回っており、中長期的な継続可能性が担保されていると判断できました。

少し難しいので、住宅ローンを4,000万円借り入れ、35年間で返済する例で考えましょう。

- ・例1 年収が600万円で、生活費を除き、返済にまわせる金額が年200万円の場合借入額4,000万円÷返済にまわせる金額200万円=返済にかかる最短期間20年 35年間で返済可能
- ・例2 年収が500万円で、生活費を除き、返済にまわせる金額が年100万円の場合借入額4,000万円 ÷ 返済にまわせる金額100万円 = 返済にかかる最短期間40年 35年間では返済不可能

難しい計算式も、住宅ローンに置き換えると、小西氏が金銭感覚としての当然の考え方を 提示されていることがご理解いただけたと思います。

参考:「変貌する地方財政制度のポイントを見抜く 第7回 公会計と自治体の財政分析(上) 建設公債主義では現金主義会計で財政運営ができる」地方財務2008年9月号(ぎょうせい)

【参考資料】

合併による財政効果

合併後着実に進む経費削減と合併に伴う財政支援の状況

合併により、管理部門関係の経費削減や議員定数の減及び職員数の削減などにより生み出された余剰財源並びに国や都からの財政支援を活用し、総合計画の推進等による市民サービスの向上に努めています。

(1) 合併による経費削減効果

(単位:百万円)

		_									· — / / / /
	/	/		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	計
人	ŕ	‡	費	460	714	904	1,145	1,445	1,761	1,852	8,281
事	務	経	費	10	17	59	101	117	97	220	621
消	防事	務事	業	298	270	273	286	284	294	288	1,993
		†		748	967	1,118	1,330	1,612	1,958	1,920	9,653

^{*} 平成12年度一般会計決算を基準とし、各年度一般会計決算との比較により作成 消防事務事業については、各年度普通交付税の基準財政需要額を基準として算定

(2) 合併に伴う財政支援措置

国及び都からの財政支援

合併後着実に進む経費削減と合併に伴う財政支援の状況

法定協議会を構成する市町村に対し、その経費として1市あたり500万円を補助

(7)【国】合併市町村補助金

市町村建設計画に基づく事業に対し、合併関係市町村の人口に応じて補助

(1)【都】市町村合併支援特別交付金

合併に伴う緊急かつ特殊な財政需要に対する補助

国・都支出金交付額

(単位:百万円)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	計
国	庫支出金	10	170	340	520
	合併準備補助金	10			10
	合併市町村補助金		170	340	510
都	支出金	458	221	69	748
	市町村合併支援特別交付金	458	221	69	748
	国・都支出金計	468	391	409	1,268

地方交付税

(ア) 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)

合併後10ヶ年度は、合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税の額が保障されます。 10ヶ年度を経過した後の5ヶ年度は、合併算定替による増加額は、段階的に縮減されます。 P13「4 地方交付税」を参照

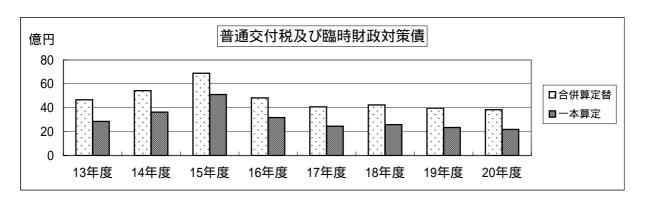
(イ) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正)

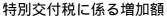
合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等)に要する経費等に対する措置として、5ヶ年度普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額に係る合併算定替影響額

(単位:百万円)

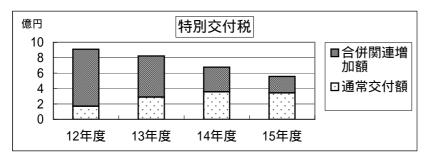
			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
合	併算	章定替影響額(-)	1,811	1,787	1,787	1,657	1,620	1,652	1,628	1,648	13,590
	合	·併算定替	4,661	5,426	6,889	4,827	4,068	4,233	3,972	3,830	37,906
	普	通交付税	3,869	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,191	2,161	21,482
		(うち合併補正分)	201	201	202	202	201	0	0	0	1,007
	臨	時財政対策債発行可能額	793	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	16,425
	_	·本算定	2,850	3,638	5,102	3,171	2,448	2,581	2,344	2,182	24,316
	普	通交付税	2,164	2,106	1,808	791	617	849	773	711	9,819
		(うち合併補正分)	201	201	202	202	201	0	0	0	1,007
	臨	時財政対策債発行可能額	686	1,532	3,294	2,380	1,831	1,732	1,571	1,472	14,498





(単位:百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	計
特別交付税交付額	911	823	678	557	2,970
合併関連増加額()	740	535	321	214	1,809



合併関連増加額とは...

平成12年度

合併準備経費にかかる財政支援措置

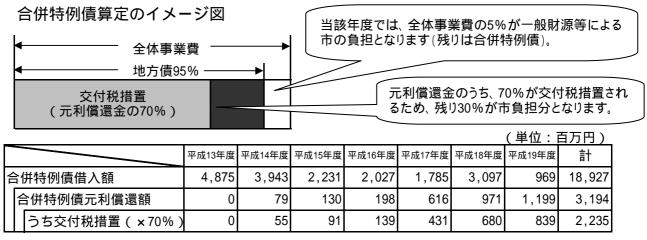
平成13~15年度

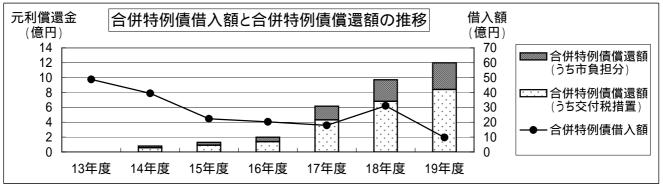
合併を機に行われる新しいまちづくり 等についての需要に的確に対応するための包括的な財政支援措置

(3)合併特例債

合併後10ヶ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な建設事業に対し、所要額の95%の起債が可能となり、さらにその元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

平成13年度から平成22年度までの10ヶ年度において、西東京市の合併特例債起債(借入れ)上限額約320億円のうち、約272億円の起債(借入れ)を予定しています。





- 4	<u> </u>	戓	1	9	年	. J	臣	団体	:	۲		132	2292			市	町木	寸 類	[型	. 3
7	人	算	壮	ť	況		定版)	団	体	名		西東	京市			19年月	夏交付	税種均	也区分	- 10
	人							指	定団体等の	の状況		事務の共	上同机理	の状況		指	3		数	<u> </u>
国	17年					1		•			,	くごみ・し			基	-		需要		
調調		≝(17	/ 1	2)			89,735 人	過到山村		7. 郊整傭	ŧ	東京たま広	域資源征	盾環組合		<u>· · · · · ·</u> 準		収入		24,596,232 千円
住		3 . 3		- /		- 1	4.9 %	離島不交		成市往	5地	柳泉園組合			標			<u>,,,,,</u> 規 模	A	23,823,290 千円
民		 E度増減				1	89,899 人		找行政圈						125	T 77.	1 12 /	77L 1X		33,476,844 千円
本				L 1			0.3 %					< 収益事業	>		財	政	力	指	数	0.969 単年度(0.969)
台帳		≸)65 3.3		. 工人	Щ	3	57.682 J	面 積	15.	85 K	m²	東京都市収		日会	実	質	収支	支 比	率	3.4 %
	> 1 Are 11											NC3CH IN	.ш. у -ж.		経	常一	般 財	源比	; 率	101.3 %
	決算リ	マラの状	况 (十円)	4	P成19年度		平成 1 8	8年度					公	債	費	比	率	7.3 %
1.	歳	λ	総	額								< その他 >			起	債	制阻	艮比	率	7.0 %
					Α		58,674,	072	60,	595,	372	東京市町村	総合事務	 络組合						7.0 %
2 .	成	出	総	額	В		57,473,	777	59	270.	117	多摩六都科	学館組織		公	債 費	負	担比	率	11.3 %
2	歳入	歳 出 B)	差	引額	į		J, 710,		JJ,	_, ,		昭和病院組	合		経	常	収支	支 比	率	92.1 %
_							1,200,	295	1,	325,	255	東京都後期	高齢者	医療広域	現	債	高	倍	率	149.8 %
4 .	翌年度	きへ繰り	越す	べき	財源 D		4	770				連合			地	方債			В	
_	実	質	収	支			4,	779		•	389							事業債除 為限度		50,155,354 千円 9,534,621 千円
	実 (C-				Е		1,195,	516	1,	324,	866				債	務 負:	担行名	為 翌 年	度	
6.	単	年 度	4	IX	支 F		129,	250		420	611					降支出		額	C	2,141,546 千円 8,770,700 千円
7.	積	Δ			金		129,	330		420,	044					立金現 うち!!		整基金	D È)	(3,408,541)
					G		665,	570		956,	815				В	+	С		D	, , , ,
8.	繰	上 償	į	瞏	額 H		25	313			0				(B +	+ C) /	Α	43,526,200 千円 156.2 %
	積立	Z 金	取	崩	額		30,	313	1						±				高	429,455 千円
					I		1,100,	000		800,	000				積			取崩		3,869,004 千円
10 .	実 質 (F+	単年 ·G+H	度 I - I	区 支)	J		528,	167		577 .	150					収益事業収				3,809,004 <u>十円</u> 0 千円
	_		Υ	職		į		4 . 1		133				職 等 ((2 0	.4.1 現在)	
	X	分		職 A	員	数人	4月分給料 総額 B =		1 人当り支 額 B/A			区分				改定実施年月日				人当り平均給料 服酬)月額 円
_	般	職	員	-	1	.014	351,			5,516	市	囲丁	村	t	長	2	20.4.1		(1	1,050,000
lΓ	うち打	支能労務	S職			150		275		5,167		市	町	村	長		20.4.1			900,000
教	育	公 務	員			2		846		3,000			育		長		20.4.1			810,000
消	防	職	員			0		0		0										
臨	時	職	員			0		0		0	議	議			長	2	20.4.1			650,000
<u></u>	合	計		\		016	352,			6,666		副	議		長	2	20.4.1			580,000
	事	業	名	法適	実 質	収 支	簡単語の			数	会	議			員		20.4.1			550,000
公		民健康保障		用		Ŧ	-円	千	円	人		議	員	数	ш ()人)	ale i		
営	(}	事業勘定)		:	383,		574,3		20	囯	被 保	入		世		带	数		41,358 世帯
	1	人保健医报 个護保険				0.40		067,5		0		彼 ほうちょ		-	保	数	笙	A B		70,059 人
事		建事業勘定 水道事業		無		240,2		404,2		23 11	4	退職者					э			12,323 人
業		車場事業		無無		13,0		407,0	0	<u>11</u> 0	М		帯当			<u>」,</u> 険 税		<u>. 0 0</u> 定 額		17.6 % 128,415 円
-15	介護+	ナービス	業	無		10,1		143,7		<u>0</u> 1	会	被保険		人 当						75,807 円
တ	再	<u>D他の企業</u> 開発事業 用地造成事		無				550.7		12	١	被保		<u> </u>	人			費用		248,138 円
状	, st-15		.m. /					,-			の	保	険	税		(料)		5,090,333 千円
1/											状	保	険	- 1	給		付	費		11,114,388 千円
況											況	老人	1	保 "	健	拠	出	金		3,404,390 千円
							+ 男かるも					介 護	給	付	費	量 納	付 付	金		989,552 千円

	歳		λ						性		質	別		歳	出		
X	分	決 算	額	構成比		常一般源等	構成比		区分	決	算 額	構成比		当一般源等	経 常 充当-		経常収支 比 率
			千円	%		千円					千円			千円		千円	%
地 方 地 方 譲	税 与 税	30,489	, <u>398</u> , 572	52.0 0.6		344,572			件費うち職員給		, 985 , 522 , 432 , 563			,250,431		8,398 5,274	
利 子 割 交	付 金		3,122	0.6		348,122	1.0	扶	助費		, 102, 000 , 541, 827			,916,626		$\frac{6,27}{6,092}$	
配当割交			,609	0.3		171,609					,769,090			,769,090		4,433	
株式等譲渡所得 地方消費税		1,842	3,649 2.395	0.2 3.1		118,649 ,842,39			元 利 償 還 金一時借入金利子	4	,764,970 4,120			4,120		0,313 4,120	
ゴルフ場利用和	说交付金	, -	0	0.0		(0.0	-	小 計	26	,296,439		18	,936,147	18,56		
特別地方消費和自動車取得税		350	0 9,994	0.0		359,994	0.0 1 1.1	-			,806,135			,818,329		6,153	
地方特例交			2,914	0.3		182,91	1 0.5	維	: 持補修費		243,839	0.4	0	230,558		0,100	
	付 税通	2,495		4.3		,127,564					,912,780			,311,380	4,62	4,168	13.0
特	別	2,127 368	, 564 3, 275	3.6 0.6		,127,564	6.3	_	資・出資・貸付金	<u> </u>	940,014, 53,132		-	,811,990 49,728	3	1,058	0.1
交通安全対策特	別交付金		,506	0.1		29,500		繰	出 金	8	,148,228	14.2	7	,212,755	3,46	9,894	9.7
国有提供施設	₹ 交 付 金 計	36,382	0	0.0 62.0		,760,608			年度繰上充用金 資 的 経 費	5	073,210,			725,741	歳 入	一 般	財源等
分担金・負			736	02.0			0.0	1	うち人件費		116,118	0.2		94,625	42	2,296	,923 千円
使 用	料		813	1.1		119,898		4	普通建設事業費	5	,073,210			725,741	1		40.01.000.000
手 数 国 庫 支	出 金	415 4,607	,808 ,386	0.7 7.9			0.0	Þ	補 助 単 独	4	113,747 959,463,			12,207 713,534	1		一般財源等
都 支 と	出 金	6,971	,029	11.9				割	41	т	C	0.0		0	32		,495 千円
	入全		,091	0.7		25,92	0.1		災害復旧事業費		C						列分及び臨 歳入経常一
寄 附 繰 入	金 金	4,117		7.0					失業対策事業費合 計	57	,473,777			,096,628			
繰 越	金	1,325	, 155	2.3							,				経常収支		
諸 収 地 方	入 債	3,151	757	0.7 5.4		6,14	0.0									,	96.9 %
(うち減収補てん		(0)	(0.0)						_							
(うち臨時財政		(1,781,		,													
合	<u>計</u> 市	58,674	F,072 団	100.0	33	,912,570 村	100.0		<u></u>	1	目	的		別	歳	E	Ł
_	-	決		額構	ti.Hr.		基準 × -	100	超過課税分				決		構成比	充	当一般
X	分	,,,		千円	%	%		75 F円	以入済額 日 千円		X	分	,,,	千円	%	財	源 等 千円
市町村民税			787,	174 4	8.5		15,166,7			議	会	費		430,384	0.7		430,384
固定資			046, 429,		6.7 4.2	19.0	1,763,8 10,262,5			総民	<u>務</u>	費	,	017,435 392,924	13.9		,982,256 ,372,049
軽自動		税 10, 税	73,		0.2	4.7	73,3			衛	<u></u> 生	費		216,687	39.0 9.1		, 372, 049 , 689, 365
市町村た			899,	121	2.9	1.4	902,9			労	動	費		389,257	0.7		355,089
鉱 産特 別 土 地		税 税			0.0	0.0				農商	林 水 産 工	至業費 費		72,996 326,545	0.1		53,890 296,231
法 定 外	普 通	税		0	0.0	0.0				土	木	費	6,	343,599	11.0	3	,797,032
目 的			254,		7.4	1.3				消数	防	費		394,236	4.2		,899,057
事 業		税 税			0.0	0.0				教災	<u>育</u> 害 復	費旧費	7,	120,624	12.4	5	452,18 <u>5,</u> 0
都市言	十 画	税 2,	254,	115	7.4	1.3				公	債	費	4,	769,090	8.3	4	,769,090
		税			0.0	0.0				諸		出 金		0	0.0		0
旧法に					0.0	0.0					年度繰上			0	0.0		0
合	計		489, 成 1		0.0	7.8 、規 模 ³	28,169,4 重 掌 (2 <u> 203,266</u> 位:百万円)	1	合 	計	57,	473,777	100.0	41	,096,628
						、水1、1天 =	* 未(<u>-F`</u>	•					現年	滞繰越	納	合 計
納税義	務 者 数		祉会館	建替等事	業				878		X		分	課税分	、 繰 越	分	н н
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			都市計	画道路3	• 4 • 1	1号線整備	事業		762	徴			,,				
		保谷中	学校体	育館等建	替事業	É			692					q	%	%	%
個人均等割							= ₩				市町	寸 税 台	計		22.		95.1
西東京都市計画道路3・4・13号線整備事業						尹某		318							.1) (
(仮称)リサイクルプラザ建設事業								275	収	収 (徴収猶予分除く)(98.5			(30.3) (22.	. 1) (عی.۱)	
			都市計	画道路3	• 4 • 15	5号線整備	事業		227		市	町村目	民 税	98.1	24.	2	95.0
92,127 人 道路新設改良事業								208						2712			
法人税割		一般排:	水施弧	整備事業	É				193							\Box	04.0
/ムノヽイアル 凸リ										率	純	固定資	産 税	99.0	19.	9	94.8
	3,770	人		建設費補					175								
		青嵐中	学校校	舎建替事	業				153		国民健康	保険税(料)	90.8	20.	4	76.8

用語集

財政白書には専門用語が多くて・・・。という市民の皆様の声を受けまして、本書における簡単な用語集を作成いたしましたので、本書を読み解く一助としていただければ幸いです。

あ

維持補修費(いじほしゅうひ):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。施設の効用を維持するための費用。修繕費用。ただし、 従来のレベルよりもグレードアップする場合は普通建設事業費になります。

依存財源(いぞんざいげん): 対義語・・・自主財源

市が自ら調達する財源以外の、国や都の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、 国庫支出金、都支出金、市債などが該当します。

- 一時借入金(いちじかりいれきん): 類義語・・・市債 対義語・・・公債費 歳入の1区分。市の手持ち現金が一時的に不足した場合に、市中の金融機関等から借り入れる お金。運転資金。その償還(返済)は一会計年度内に終えなくてはならない。西東京市では繰替 運用(基金を一時的に取り崩し、取り崩した額に利子相当額を付加して、基金に戻し入れること)を行っているため、市中の金融機関からは一時借入金を調達(借入れ)していません。
- 一般会計(いっぱんかいけい): 対義語・・・特別会計 いわゆる市の会計といえばこの会計を意味します。下水道事業特別会計や国民健康保険特別会 計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、もっとも身近な会計です。
- 一般行政経費(いっぱんぎょうせいけいひ): 対義語・・・投資的経費 歳出を性質別に分けた場合の1区分。義務的経費に、その他の経費(物件費、補助費等、繰出金など)を加えたもの。
- 一般財源(いっぱんざいげん): 対義語・・・特定財源 財源の使い道が法令等で決められておらず、どのような経費にでも使用できるお金です。市税、 地方譲与税、地方交付税などが該当します。詳細はP5「2 市の歳入」を参照。

衛生費 (えいせいひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。ごみ処理、休日診療所に要する費用などが該当します。

か

貸付金(かしつけきん):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。各種融資資金などの貸付に要する費用が該当します。

起債制限比率 (きさいせいげんひりつ): 類義語・・・公債費比率・実質公債費比率

一般財源のうち、経常的な歳入の中で、市債の償還(返済)に充てる金額が占める割合を表します。平成 17 年度以前はこれが一定割合を越えると段階的に市債の発行に制限がかかる重要な指標でしたが、平成 18 年度以降は実質公債費比率が用いられるようになりました。

基準財政収入額(きじゅんざいせいしゅうにゅうがく): 対義語・・・基準財政需要額

普通交付税算定の基礎をなすもので、標準的な財政収入を表しており、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%相当額、地方譲与税等の収入見込額の100%相当額を合算したものです。 基準財政需要額においては、各地方自治体の独自の行政サービスについては算定されていないものの、基準財政収入額の算定においては、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の25%相当額を留保財源として確保していることで、各地方自治体の独自性は担保されているといわれています。

基準財政需要額 (きじゅんざいせいじゅようがく): 対義語・・・基準財政収入額

普通交付税算定の基礎をなすもので、各地方自治体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な、標準的な財政支出(財政需要の水準)を表しています。したがって想定されている行政経費は義務的性格や普遍性の強い経費であり、各地方自治体の独自の行政サービスについては算定されていません。そのため地方自治体における最低限必要な行政サービス水準(ナショナル・ミニマム)を、金額で表したものといえます。

義務的経費(ぎむてきけいひ):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。歳出のうち、その支出が義務づけられていて、任意に削減することができない極めて硬直性が強い経費です。人件費、扶助費、公債費が該当します。

教育費(きょういくひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。小中学校、公民館・図書館の運営費などが該当します。

繰入金(くりいれきん): 対義語・・・繰出金

歳入の1区分。基金(貯金)を取り崩したり、他会計から繰出(支出)されてきたお金のこと。

繰越金(くりこしきん):

歳入の1区分。前年度から当該年度へ持ち越された金額。当該年度の歳入に編入されます。

繰出金(くりだしきん): 対義語・・・繰入金

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計の赤字を埋めるためなどの理由で他会計に支出するお金、または定額運用基金(原資の運用をもって特定の事業を展開する基金 例:土地開発基金、スポーツ振興基金など)に積み立てるお金のこと。

形式収支(けいしきしゅうし): 類義語・・・実質収支、実質単年度収支、単年度収支 歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの。

経常収支比率 (けいじょうしゅうしひりつ):

経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合を表します。詳細は P21 「 7 経常収支比率」を参照。

建設地方債(けんせつちほうさい): 対義語・・・臨時赤字地方債

通常、市の普通会計が発行できる唯一の地方債で、道路や施設等の整備、いわゆるハコモノ整備の財源として発行できるもの。ただし現状は例外である臨時赤字地方債が相当額を占めることから、建設地方債の割合は平成19年度末で56.5%、283億4千7百万円にまで低下しています。

公営企業会計・公営事業会計(こうえいきぎょうかいけい・こうえいじぎょうかいけい):

対義語・・・普通会計

決算統計上の会計区分で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したもの。西東京市の平成 19 年度決算統計では下水道事業、駐車場整備事業、宅地造成事業(市街地再開発事業)介護サービス事業(以上公営企業会計)国民健康保険、老人保健医療、介護保険(以上公営事業会計)の7事業が該当しました。一般会計・特別会計の区分とは分け方が一部異なります。

公債費(こうさいひ): 対義語・・・市債・一時借入金

歳出を目的別・性質別に分けた場合の1区分。市債・一時借入金の償還(返済)金が該当します。詳細はP23「8公債費」を参照。

公債費比率 (こうさいひひりつ): 類義語・・・起債制限比率、実質公債費比率

公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、市債の償還(返済)に充てられた一般財源の、標準財政規模に対する割合を表します。

国庫支出金(こっこししゅつきん): 類義語・・・都支出金

歳入の1区分。国から市に交付されるお金で、その使途が特定されているもの。生活保護費等の国もその責任を負う事務に係る経費を市と負担しあう場合の支出金である国庫負担金、国民年金等の国の事務を代行する場合の費用に係る支出金の国庫委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である国庫補助金の3種類があります。

さ

財産収入(ざいさんしゅうにゅう):

歳入の1区分。財産を運用したり、売却して得た収入のこと。基金の運用利息や、株式配当金収入、株式売払い収入、物品売払い収入、不動産売払い収入などが該当します。

- 歳出(さいしゅつ): 対義語・・・歳入
 - 一会計年度におけるいっさいの支出のこと。

財政力指数 (ざいせいりょくしすう):

市の財政力を判断する指標とされ、財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額により求められます。この指数が 1 を超えると財源に余裕があるものとされ、普通交付税が交付されません。

- 歳入(さいにゅう): 対義語・・・歳出
 - 一会計年度におけるいっさいの収入のこと。
- 市債(しさい): 類義語・・・一時借入金 対義語・・・公債費 歳入の1区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借り入れたお金。償還(返済) は会計年度をまたがります。詳細はP25「9 市債」を参照。
- 自主財源(じしゅざいげん): 対義語・・・依存財源 市が自ら調達できうる財源で、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金な どが該当します。
- 実質公債費比率(じっしつこうさいひひりつ): 類義語・・・公債費比率・起債制限比率 起債制限比率で対象としていた市債の償還金に加え、一時借入金の利子、公営企業や一部事務 組合が発行した地方債の償還に充てた費用に対する繰出金など、実質的な公債費に充てた一般財 源の額が標準財政規模に占める割合。18%以上になると起債許可団体となり、25%以上になると 段階的に市債の発行に制限がかかります。また財政健全化法における健全化判断指標の一つにも なっています。
- 実質収支(じっしつしゅうし): 類義語・・・形式収支、実質単年度収支、単年度収支 形式収支から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたものです。
- 実質単年度収支(じっしつたんねんどしゅうし): 類義語・・形式収支、実質収支、単年度収支 単年度収支から、基金(貯金)の積立てや市債の繰上償還等の実質的な黒字要素や、基金(貯金)の取り崩し等の実質的な赤字要素を差し引いたもの。例えば、基金に積み立てを行わなければその分黒字額は大きくなるという具合に、これらの黒字・赤字要素が歳入・歳出に措置されなかった場合に単年度収支がどのようになるかを判断するものです。

使用料及び手数料(しようりょうおよびてすうりょう):

歳入の1区分。使用料は住民が行政財産を目的外に利用、または公の施設を利用する場合に徴収するお金で、スポーツ施設の使用料などが該当します。手数料は特定のものに対して提供するサービスに対し徴収するお金で、住民票の交付や家庭ごみ収集などの手数料が該当します。

諸収入(しょしゅうにゅう):

歳入の1区分。他の歳入区分に属さない歳入すべて。市税の延滞金などが該当します。

消防費(しょうぼうひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。消防や防災対策の費用などが該当します。

人件費(じんけんひ):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。

総務費 (そうむひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。市報や、徴税、住民票に要する経費などが該当します。

た

単年度収支(たんねんどしゅうし): 類義語・・・形式収支、実質収支、実質単年度収支 実質収支から前年度の実質収支額を差し引いたもの。つまり前年度実質収支の黒字・赤字の影響を取り除いて考えた収支のこと。

地方交付税 (ちほうこうふぜい):

歳入の1区分。地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するための財源保障を行うための制度。詳細はP13「4 地方交付税」を参照。

地方譲与税 (ちほうじょうよぜい):

歳入の1区分。国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜等の理由から 徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などが該当します。

積立金(つみたてきん):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。基金(詳細はP27「10基金」を参照。)に積み立て(貯金)する費用。ただし定額運用基金への積み立ては繰出金となります。

投資及び出資金(とうしおよびしゅっしきん):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。民間企業や、財団法人などへの出資や出捐に要する費用。

投資的経費(とうしてきけいひ): 類義語・・・普通建設事業費 対義語・・・一般行政経費 歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備 に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及び、それら以外の普通建設事業費の3 種類からなる。平成19年度の西東京市は普通建設事業以外の実績はありません。

特定財源(とくていざいげん): 対義語・・・一般財源

使途が特定されているお金で、国・都支出金や市債のうち建設地方債、負担金などが該当します。詳細はP5「2 市の歳入」を参照。

特別会計(とくべつかいけい): 対義語・・・一般会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。平成 20 年度の西東京市には国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、老人保険(医療)、下水道事業、駐車場事業、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業、受託水道事業、中小企業従業員退職金等共済事業の9つの特別会計があります。

都支出金(とししゅつきん): 類義語・・・国庫支出金

歳入の1区分。都から市に交付されるお金で、その使途が特定されているもの。心身障害者福祉手当等の都もその責任を負う事務に係る費用を市と負担しあう場合の支出金である都負担金、都知事・都議会議員の選挙等の都の事務を代行する場合の費用に係る支出金の都委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である都補助金の3種類があります。

土木費 (どぼくひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。道路や橋りょうの整備・維持管理、雨水対策工事、下水 道特別会計への繰出金などが該当します。

は

標準財政規模(ひょうじゅんざいせいきぼ):

一般財源を基礎に標準的な財政規模を示すもの。実質収支比率や経常一般財源比率など、各種 の財政指標を算出するにあたり、基礎数値として用いられます。

扶助費(ふじょひ):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、もしくは市が単独で行っている各種扶助(現金または物品、サービスの提供)に要する経費。生活保護費、児童手当、心身障害者福祉手当、乳幼児医療助成などが該当します。

普通会計(ふつうかいけい): 対義語・・・公営企業会計・公営事業会計

決算統計上の会計区分で公営企業会計・公営事業会計以外のもの。西東京市の普通会計は、一般会計から介護サビス事業を控除し、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計のうち、駅前広場整備に係る事業費及び中小企業従業員退職金等共済事業特別会計を加えたものです。

普通建設事業費(ふつうけんせつじぎょうひ): 類義語・・・投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備 に要する費用。投資的経費の1種です。

物件費(ぶっけんひ):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に 分類されないもの。委託料や、使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。

分担金・負担金(ぶんたんきん・ふたんきん):

歳入の1区分。分担金は、首長が条例に基づいて賦課・徴収する受益者負担金の1種。西東京市では実績がありません。負担金は、一定の事業について特別の利益のある者が、その経費の全部または一部を受益の程度に応じて支払うお金。学童クラブの育成料や、隣接市との共同事業を西東京市が執行した場合の隣接市の応益分負担金などが該当します。

補助費等(ほじょひとう):

歳出を性質別に分けた場合の1区分。公課費(自動車重量税など市が納める税金)や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。

ま

民生費 (みんせいひ):

歳出を目的別に分けた場合の1区分。各種の福祉、生活保護などに要する経費。国民健康保険会計繰出金、生活保護費、老人福祉センター・児童館・保育園の運営費などが該当します。

5

臨時赤字地方債(りんじあかじちほうさい): 対義語 建設地方債

通常、市の普通会計では建設地方債の発行のみが認められていますが、地方税の減税等、国策の都合上で地方自治体が財源不足をきたした場合に、臨時的な特例措置として、減税補てん債(平成 18 年度で終了) 臨時財政対策債(平成 21 年度で終了予定)などがあります。これらの財源不足は国策上の都合によるため、その元利償還金の 100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。ただし臨時的とはいえ、西東京市の平成 19 年度末市債残高の 43.5%、218 億 8 百万円を占めています。また地方自治体の都合で財源不足をきたした場合に発行するものとして退職手当債(平成 27 年度で終了予定)がありますが、西東京市では発行の実績はありません。

臨時財政対策債(りんじざいせいたいたさくさい):

臨時赤字地方債の1種。地方交付税制度においては平成13年度から、膨大な額となった交付税制の計価入金の対策として、交付税の財源である国税5税で賄いきれない地方全体の財源不足分を国と地方が折半し、国負担分は国の一般会計から補てん、地方負担分は地方自治体が臨時財政対策債を発行することで補い、その償還額の100%について後年度の基準財政需要額に算入されるという仕組みで、当初は平成15年度までの時限措置とされていましたが、2度延長されて、現在では平成21年度までの時限的な措置とされています。

西東京市財政白書

平成 19 年度決算版

平成 20 年 10 月発行

西東京市企画部財政課財政係

〒188 - 8666 東京都西東京市南町5 - 6 - 13

電話 042 - 460 - 9802(直通)

ホームページアドレス

http://www.city.nishitokyo.lg.jp